

環境社会配慮助言委員会 第103回 全体会合

日時 2019年7月1日（月）14:00～16:59

場所 JICA本部 111・112連結会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
小椋 健司	阪神高速道路株式会社 技術部国際室 国際プロジェクト担当部長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
掛川 三千代	創価大学 経済学部 准教授
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステナビリティフォーラム フェロー
重田 康博	宇都宮大学 国際学部 教授 特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター（JANIC） 政策アドバイザー
柴田 裕希	東邦大学 理学部 准教授
島 健治	株式会社三井住友銀行 国際審査部 国際環境室 室長
鈴木 孜	元アークコーポレーション株式会社 元技術部長
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター （JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授
寺原 譲治	城西国際大学 環境社会学部 教授
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパ ン（CI ジャパン） 代表理事
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授

JICA

中曽根 慎良	審査部 次長
永井 進介	審査部 環境社会配慮審査課 課長
村瀬 憲昭	審査部 環境社会配慮監理課 課長
新井 雄喜	審査部 環境社会配慮監理課
内田 久美子	アフリカ部 アフリカ第一課 課長
古賀 藍	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課

午後2時00分開会

○村瀬 それでは、お待たせしました。環境社会配慮助言委員会、第103回全体会合を開始いたします。

毎回同じ案内で恐縮ですが、マイクの注意点をお知らせいたします。

逐語の議事録を作成しております。そのため、ご発言される場合には必ずマイクを活用してご発言をお願いいたします。また、発言の際にはマイクをオン、それから終わった後にはオフということでよろしくをお願いいたします。本日マイクは3、4人に1本ご用意しております。恐れ入りますが、適宜マイクを回していただくなど、ご協力くださるようお願いいたします。

それから、本日はオブザーバーということで、3名の方ご登録いただいております。三井住友銀行 矢田様、法政大学国際文化学部 松本様、玉村様、以上3名の方に登録いただいております。

最後にもう一点ですが、本日は資料の件で不手際がございまして申しわけございません。

まず、レビュー調査の最終報告書案になりますけれども、紙で配付されている方におかれましては、3-19ページから30ページのところが飛んでおります。申しわけございませんが、今差し替え版を急ぎ印刷しており、後で差し替え版が届きますので、この点ご理解くださるようお願いいたします。

それから、モニタリング段階の進捗報告に関するスライドですが、先週の金曜日に送りましたスライドの一部に間違いがありましたので、本日差し替え版ということでお手元に配付しております。間違っていた箇所の説明については、後で議題のところの説明させていただきます。

以上、事務局からのお知らせでした。

それでは、本日は原嶋委員長に議事進行をお願いしております。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 それでは、第103回の全体会合を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

資料が多いので、まずお手元にお配りになっている資料の確認をお願いしていいですか。

○村瀬 承知いたしました。

本日の資料ですが、まず議事次第と助言委員会の日程表があります。次に、「モニタリング段階にある案件の進捗について」というスライドの資料がございします。そして、「環境社会配慮モニタリング結果に関するバックナンバーの公開」と「スコーピングマトリクスの記載方法」というスライドの資料がございします。

それから、次にレビュー調査報告書の関係ですが、報告書ページ上のタイト

ルのところで、環境ガイドラインレビュー調査における最終報告書案①－1、①－2、①－3というものがございます。そして、レビュー調査における最終報告書案②と③がでございます。

以上が本日の資料になっております。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 過不足がある方は、お申し出いただきたいと思いますが、実は私のところに不足があって、モニタリング段階の案件の進捗というのが私のところがないので、お願いします。

○村瀬 申しわけございません。先ほど差しかえのご案内をして、本日紙の資料でお配りしておりますものです。お配りいたします。

○原嶋委員長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、進めさせていただきたいと思います。

まず最初は、ワーキンググループのスケジュール確認ということでよろしく願います。

○村瀬 それでは、事務局からスケジュール確認をさせていただきます。

議事次第の次の2ページ目、日程表をごらんください。

8月までは、既にご担当委員の出席確認を終えているものです。9月については、事務局で機械的に割り振らせていただきました。この場でご都合が悪い日などございましたら、お知らせ願います。

○林副委員長 8月30日が私ちょっと都合が悪くなっちゃったので、9日、5人になっちゃうんですけど、もしよければそちらに変えていただけると助かります。

それから9月ですけれども、27になっているんですけども、申しわけないんですが、9月9日あたりにもし変えていただけると助かります。

○村瀬 8月30日を8月9日に変更ということで承知しました。それから9月27日は、9月9日に変更ということで承りました。

他はいかがでしょうか。

○重田委員 9月30日ですけれども、ちょっと出張が入る可能性がありますので、もし9月9日と変えていただけると、4人いらっしゃるの、あれなんですけれども。

○村瀬 9月9日は林委員も入られましたので6名になりますが、他の日、もしくは保留とさせていただきますでしょうか。

○重田委員 また後でご相談ということにさせていただいてもよろしいですか。

○村瀬 承知いたしました。では、後でまた事務局にご連絡ください。

○日比委員 私も9月30日はちょっと都合が悪くて、例えば13日とかに振りかえていただけると、30が人数が少なくなって恐縮なんですけれども。

○村瀬 承知いたしました。日比委員、9月30日から13日に変更ということで承りました。

○木口委員 9月20日から30日に願います。

○村瀬 承知しました。木口委員、9月20日から30日ということで承りました。

他はよろしいでしょうか。また、その後ご都合の変更がございましたら、事務局宛てにご連絡くださるようお願いいたします。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、次がモニタリング段階の報告ということで2件ございまして、まず1つはモニタリング段階にある案件の進捗報告ということです。

準備ができましたらよろしくお願いします。

○新井 皆様、こんにちは。審査部の環境社会配慮監理課の新井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

冒頭、村瀬からお話がありましたけれども、先週金曜日にお送りさせていただいた資料に誤りがありまして、申しわけございませんでした。本日お配りさせていただきました、差しかえ版の紙媒体の資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

もしまだ紙媒体の資料をお持ちでない方は、挙手いただければお持ちいたします。

こちらのモニタリング段階、私からは合意文書締結済みで、事業実施段階に入っているカテゴリAの案件について報告をさせていただきます。モニタリング段階の報告につきましては、カテゴリAの案件で公開合意を行っている案件につきましては、半年に一度、各案件につき1回ずつ報告を行うこととなっています。前回はことしの1月の全体会合で報告をさせていただいております。

個別案件のモニタリング結果につきましては、2017年4月の全体会合のときに、報告のタイミングについては、各案件の状況を勘案して、環境社会モニタリングの両方において、一定程度情報が出揃った段階とさせていただいて、報告可能な段階になったものから、順次助言委員会で報告するというふうに整理をさせていただいております。本日はスライドのモニタリング対象案件リストに基づきまして、全体の進捗を簡潔にご報告させていただきます。

こちらのパワーポイントをご覧くださいと思いますが、現在合意文書締結済みのカテゴリ案件というのがリストのとおり64件になっておりまして、モニタリング結果の報告につきましては、相手国と合意されたもののみ公開、報告することとさせていただいております。

こちらの表の中で、濃い網掛けのセルの案件は、環境社会ともに合意が得られなかったため、公開、報告ができない案件となっております。一方で、薄いグリーンの網掛けのセルの案件というのは、環境モニタリング結果のみ公開の合意が得られている、社会については、合意が得られなかった案件となっております。真っ白なもの、色なしのものにつきましては、環境、社会ともに合意されている案件となります。進捗という右から2つ目の列の欄につきましては、前回の報告、今年1月以降、段階に進捗があったものを変更して下線を引いております。

また、一番右側、こちらに誤りがあったんですけれども、モニタリング結果の対象期間といいますのは、ホームページ上で公開されているモニタリングレポートのモニタリングを実際に実施された時期を指しております。こちらも前回から更新があったものにつきましては、下線が引いて示されております。

では、こちらのリストに沿って、モニタリングレポートの提出状況ですとか、公開状況につきまして、特に最近動きがあったものを中心に、要点を報告させていただきたいと思います。

まず、1番ですけれども、ベトナムの南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）につきましては、事業実施中となっております、2018年第3四半期の環境モニタリング結果のレポートが提出されていて、現在確認中で今後公開予定となっております。大気質、騒音、振動、水質、廃棄物等のモニタリング結果が提出されましたけれども、環境面で特に各項目において基準値を満たしてしまっていて、特段の問題は確認されておられません。

次に、1つ飛びまして、3番目のインド、デリー高速輸送システム建設事業、フェーズ3ですけれども、こちらは工事完了で供用段階に入っております。2019年度第1四半期のモニタリングレポートが提出されておりますが、現在確認中で、近日中に公開予定であります。大気質につきまして、一部基準値を上回ってございましたため、掘削の期間の最小化ですとか、散水などといった緩和策の実施を働きかけているところでございます。

次に、5番目、フィリピン、中部ルソン接続高速道路建設事業ですけれども、こちらは事業実施中で、2018年第3四半期の環境モニタリング結果が公開されてしまっていて、ことし2月の全体会合でモニタリング結果について報告済みであります。その後、2019年第1四半期のモニタリングレポートも提出されまして、現在内容確認中、今後公開予定であります。主に粉塵といった大気質ですとか、騒音、振動に関しまして、一部基準値を上回っている点がありましたので、散水ですとか、防音サプレッサーの取り付け等の緩和策を講じるよう働きかけを行っております。2月の助言委員会でコメントをいただいた点がありまして、水質モニタリング項目に金属イオン濃度も追加をすべきというご意見をいただきましたけれども、その点につきましては、現在関係者間で協議、検討をしております。

続きまして、バヌアツ、ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業、こちらは工事完了して供用段階に入っております。少し前になりますけれども、2017年6月に報告をさせていただいたと思いますが、現在サンゴ礁のオフセットといいまして、劣化しているサンゴ礁の区域を保護区に指定して、自然状況下でふやしていくという試みの実施に向けて進めているところでございます。2018年の第4四半期のモニタリングレポートが提出されて公開されておりますが、生態系、水質、サンゴ等についてモニタリング結果が公開されており、現在オフセット地における保護区管理計画を策定す

ることへ向けて、現地調査を実施しているところでございます。

続きまして、9番に飛びます。9番のフィリピンの新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業、こちらも供用段階に入っておりまして、2018年の第1四半期のモニタリングレポートが提出されまして、現在確認中、今後公開予定です。こちらにつきましては、2018年第1四半期のレポートは公開済みでございます。この事業につきましては、移転先のプロット、家の分配などに関する苦情が一部寄せられていたけれども、実施機関が適切な対応をとるよう働きかけを行っていきまして、現在ではおおむね解決済みであります。

次に、10番、カンボジア国道5号線改修事業（バットンバンーシソポン間）ですけれども、こちらは事業を実施中で、2019年第1四半期のモニタリングレポートが最近新たに提出されたんですけれども、内容がデータ不足等、不備がありましたので、レポートの修正を依頼しているところであります。

続きまして、12番、インドのムンバイメトロ3号線建設事業ですけれども、こちらの事業は実施中で、2018年第2四半期のモニタリングレポートが提出されて公開済みです。騒音ですとか、大気質に関するモニタリング結果が公開されていますが、その後新たなモニタリングレポートが2019年第1四半期に提出されていきまして、現在確認中です。今後公開予定です。騒音につきましては、一部基準値の超過が確認されたので、防音壁の使用などの適切な緩和策を講じられるよう働きかけを行っているところです。こちらにつきましては、2月の助言委員会でコメントをいただきました大気質のモニタリングデータの整理方法等につきましては、現在改善に向けて関係者間で協議、検討を行っているところでございます。

続きまして、13番、モンザビーク、マンディンバーリシंगा間道路改善事業ですけれども、こちらは事業を実施中で、2018年第4四半期のモニタリングレポートが提出され、公開済みです。大気、水質、騒音、廃棄物等に係るモニタリング結果が公開されています。大気質と騒音につきましては、基準値を超えている項目が確認されていたため、工事期間の制限等といった緩和策が徹底されるよう、実施機関に働きかけを行っているところであります。

次、14番、ベトナム、ハノイ環状3号線建設事業、こちらは事業を実施中でして、2018年第4四半期のモニタリングレポートが提出されて公開済みです。その後、2019年第1四半期モニタリングレポートが提出され、現在確認中で今後公開予定です。大気、水質、騒音、振動のモニタリングの結果が公開されています。2019年3月に全体会合で報告をさせていただいております。

次のページ、17番、ミャンマー、ティラワ経済特区（ClassA区域）開発事業ですけれども、こちらは供用段階に入っておりまして、民間企業が運営を開始しているところです。2019年第2四半期のモニタリングレポートが提出されまして、現在確認を行っているところです。水質に関しまして、一部の測定値が基準値を超過していたため、

緩和策の実施を働きかけました結果、現状ではおおむね基準値を下回っておりまして、多分健康への影響がある可能性がある物質につきましては、全て基準値以下であることを確認しております。

次、20番、チュニジア、ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設事業ですが、こちらは事業実施中となっております。2019年第1四半期のモニタリングレポートが提出されて、今後公開予定であります。2019年3月に、助言委員会にてモニタリング結果を報告させていただいております。

このときに、3月の段階でコメントをいただきました大気質の実測、工事中にも実測を行うべきだというご意見につきましては、確認しましたところ、審査時に環境影響評価を行った結果、工事中に想定される大気汚染が限定的であるため、実測については供用後のみ行う方向で合意されたということのため、工事中は実測は行っていないということを確認いたしましたので、説明をさせていただきました。

続きまして、21番、コスタリカ、グアナカステ地熱開発セクターローンですが、こちらの事業は実施中でして、2018年第3四半期のモニタリングレポートが提出されまして、公開済みです。その後、2019年第1四半期のモニタリングレポートが提出されて、現在確認中でございます。大気、騒音、水質に関する測定結果は全て基準値以内でして、特段の問題は確認されておられません。

23番、ウズベキスタン、トゥラクフルガン火力発電所建設事業ですが、こちらでも事業実施中で、2018年第3四半期のモニタリングレポートが提出され、ホームページ上で公開されております。工事による大気、騒音、廃棄物等のモニタリング結果が公開されていますが、各モニタリング項目が基準値を満たしておりまして、特段の問題は確認されておられません。社会面におきましても、住民移転は完了済みで、苦情等は確認されておられません。

次に、25番、カメルーン、バチエンガーレナ間道路整備事業ですが、こちらにつきましては事業実施中ですが、モニタリングレポートがまだ提出されておられません。ですので、引き続き催促を行っているところであります。現在、モニタリングを実施するコンサルタントを調達中だということになります。基本的にモニタリングが開始された段階で、個別に報告をさせていただく予定です。

次に、27番、インド、レンガリ灌漑事業ですが、こちらでも事業実施中で、2018年第4四半期のモニタリングレポートが提出されまして、現在確認中です。大気、騒音、水質、地質、自然環境等において、基準値超過は見られておりませんので、特段な問題は確認されておられません。

次、少し飛びますが、47番、ミャンマー、ティラワ経済特別区（ZoneB区域フェーズ1）開発事業ですが、こちらは開発投融資の事業ですが、事業実施中で、2018年5月の全体会合で報告させていただいております。2019年第1四半期のモニタリングレポートが提出されて、現在確認中です。水質に関しまして、こちらの

一部測定値が基準値を超過していましたので、緩和策の実施について働きかけを行いました結果、現状ではおおむね基準値を下回っておりまして、健康への影響がある可能性がある物質についても、全て基準値以下であることを確認済みであります。

ここからは割と最近L/Aが締結された案件が多くなっておりますので、まだ工事等始まっておりませんので、工事が始まりまして、モニタリングレポートが提出されましたら、随時報告させていただく予定でいます。

全体を通しまして、地道に継続的に実施機関に働きかけを行ってきました結果、徐々にモニタリングレポートが提出されるようになってきたと考えられます。今後も、こうした地道な働きかけを継続していきたいと思っています。既にモニタリングレポートが公開されている案件につきましては、モニタリング結果が出そろいまして準備が整い次第、個別に今後報告をさせていただく予定です。

ここで、2019年5月にケニア、オルカリヤV地熱発電事業に関しまして、委員の皆様から複数ご意見、コメント等をいただきました件がありますので、その点につきまして、アフリカ部から回答をさせていただきたいと思っております。また、以前コメントをいただきました環境社会配慮のモニタリング結果のバックナンバー公開につきまして、ケニアの回答の後、村瀬より説明をさせていただきます。

○内田 皆さん、こんにちは。アフリカ部アフリカ第一課、内田と申します。よろしくお願いいたします。

5月10日、先々月の10日に、ケニア共和国オルカリヤV地熱発電事業のモニタリング報告ということでさせていただいたんですけれども、その際にコメントを4点ほど水質についていただいたことから、そちらに対して回答のほうをさせていただけたらと思っております。

まず、1点目、ペットボトルの水に関して、CODやBOD等の値が高過ぎるのではないかといったコメントがございまして、ご指摘を踏まえまして、今回違うラボのほうに水質の検査の依頼をいたしました。その結果、判定された検査結果では、BOD、CODともに非常に微弱なため、未検出となっている他、DOの値も1リットル当たり5.8から8.7ミリグラムとなっておりますので、問題ない値ということが確認されました。

次、2点目なんですけれども、モニタリング項目にフェノールが含まれている理由ということですね。

こちら確認いたしましたところ、以前先方の実施機関と協議をした結果を踏まえまして、念のため機器などから出るであろう油分が混入していないかをはかる指標として設定されたということだったんですけれども、今回改めて実施機関と相談いたしましたので、地熱発電所の排水からフェノールが検出される蓋然性は低いということで、今回モニタリング項目から外すということにさせていただきたいと思っております。

次、3点目、検査項目に鉛が含まれている理由なんですけれども、オルカリヤの地熱発電所で使用している蒸気が深さ3,000メートルに至る井戸より抽出しているとい

うことなんですけれども、鉛分が混入する可能性があるとのことで、検査項目に含めたと聞いております。本邦の地熱発電所でも鉛をモニタリングするのは一般的であることから、項目のほうにあってもしょろしいのかなというふうに考えております。

最後に、環境モニタリング項目の廃棄物のスラグとスラッチなんですけれども、こちらは非常に恥ずかしいことながら誤りですので、スラッチのほうに訂正させていただけたらと思います。

以上4点、コメントに対する回答とさせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 それでは、まず全体の進捗状況についてのご報告と、あとこれは項目としては34番なんですよね。ケニアのオルカリヤ地熱発電所に関する前回若干質問させていただいた件でのご回答、2点についてご報告いただきましたので、ご質問やコメントがありましたら挙手をお願いします。

○掛川委員 説明ありがとうございました。

こちらのモニタリングですけれども、今回共有いただいたリストの中で17件ほど情報公開の合意に至らなかったという案件がありますけれども、こちらについて、特に情報公開はないにしても、JICA側として懸念するような事項にかかわる情報を得ているのか、もしくはそういった懸念するような情報は、今のところは、全く得ていないのかについて教えていただけますか。

○新井 もちろん公開合意をしていない案件につきましても、JICA内部で随時確認はしております、今のところものすごく懸念があるような案件はないと理解しています。

○掛川委員 それは全てこの17件の未公開案件について、そのように確認されているということでしょうか。

○新井 そうですね。

○原嶋委員長 言われていることは、公開されていないということと、JICAのご担当が情報を持っていないということは別なんです。情報は持っているけど、公開されていないというものがあるということです。

○新井 JICAの中ではきちんとモニタリング結果を確認して、何か懸念があれば働きかけ等を行っていますので、何もモニタリングしていないということではございません。

○掛川委員 今日は時間の関係もあるかと思うんですけれども、合意できなかったという理由とかも簡単に教えていただけるとありがたいと思います。今日は時間の関係で全ては無理かと思いますが。

○村瀬 掛川委員、ありがとうございました。

後で説明させていただくレビュー調査対象案件とこのモニタリング段階の進捗報告をさせていただいている案件は完全に一致していないところではありますけれども、

今日のレビュー調査の報告内容にも関係していることですので、レビュー調査の結果を切り取って先行してお伝えいたしますと、中間報告書の段階では、先方政府の情報公開制度などの法制度に基づき、公開合意できないといった説明が実施機関からあったということが多く確認できたということでしたが、後半の案件も含めて詳しく確認しましたところ、必ずしも国の法律や制度だけではなくて、実施機関の情報公開方針や組織規定といったものに基づき、実施機関としてモニタリング結果は相手国、当該地域で公開していないので、公開しないという返答があって公開合意していないというケースもあったことが分かりました。このような点を踏まえて、レビュー調査の結果をまとめております。

以上、補足させていただきました。

○田辺委員 同じ案件の中で、異なる公開で対応がされている案件が私の見る限り、例えば35番のカンボジアの国道5号線について、他のものは移転だけ公開できないということになっているのですが、35番だけ環境モニタリングも両方できないということになっています。あと54番のフィリピンの新ボホールも、同じく9番は移転のみということだったんですが、54番は両方ということになっているので、この辺なせ同じ案件で違いが出るのかを教えていただきたい。それから36番と38番は、これは同じ案件なのか、それとも別な案件で対応が違うのかというところを教えていただきたいです。

○村瀬 恐らく先ほど私が申し上げた中の実施機関の内部規定、もしくは規定をどう解釈するかというところに影響してくるものだと思いますけれども、今ご指摘いただいた点、全て追っていないのですけれども、多くは過去に公開合意していなかったけれども、その後JICAのほうで繰り返し働きかけた結果、公開合意が取り付けられたというものが結構多く最近確認できております。実施機関の規定の解釈に関する課題はありますけれども、個別に実施機関に働きかけた結果、公開合意ができたというのが同じ機関での違いを説明する要因だと考えております。

○田辺委員 36番と38番の件は、これは別の案件でしょうか。

○村瀬 こちらは同じ案件です。申しわけございません。二重に記載しているということになります。

○原嶋委員長 正しいのはどちらになるんですか、結論からいうとどちらが正しくなるんですか。

○村瀬 すみません。少々お待ちください。

○原嶋委員長 それと、今、村瀬さんのご説明があった点、ちょっと問題で、時間の経過とともに公開が進んでいるかのようにお話になっていたんですけど、カンボジアの5号線の場合には、前の時点の段階と後の時点の段階で、後の時点のほうが開鎖的になっているものがあるんですね。今のご説明だと破綻してしまうので、ちょっと今の説明だけでは説明し尽していないということだけは申し上げておきます。

○村瀬 ありがとうございます。公開合意取り付けに関する全体的な傾向についてはお伝えしたとおりですが、ご指摘いただいたカンボジア案件については、詳細に確認した上で、改めて説明の機会をいただければと思います。

○原嶋委員長 わかりました。

それと、バングラデシュについてちょっと今確認していただけますか。次のバックナンバーの件のお話をしている間に、担当のほうで確認していただいて、どちらか特定していただければいいと思います。

○小椋委員 個別なので、ついでに申し上げますと、ティラワのように異議申し立てがあったような案件で、かつ今回RAPのモニタリングが相手国政府の合意が得られるみたいな案件があって、そういうのも我々としては進捗というか、教えてほしい。差し障りがあればいいんですけれども、気になるところではあるんですね。もし差し障りがなければ口頭でいいので、その進捗というのを教えていただきたいなと思いますけれども。

○村瀬 ありがとうございます。これまで説明申し上げているのは、公開合意していない案件については、モニタリング結果に関する説明は控えさせていただいており、JICA側でモニタリング結果に基づきいただき問題はないことを確認しております。

他方、このティラワの件につきましては、レビュー調査の対象となっており、案件シートに確認結果を記載しています。基本的には異議申し立てが出た後、JICA側としてもしかるべき対応をミャンマー当局側に申し入れておりまして、ミャンマー当局側からは、被影響住民に対する生計の回復は行われたという説明を受けておりまして、この点については、レビュー調査の個別案件シートに記載させていただいております。

○原嶋委員長 他でございますでしょうか。

○掛川委員 前回の会議のフォローアップですけれども、工事現場のところでペットボトルの水のモニタリングをされていて、前回COD、BODが高かったのも、今回もう一度されたということで、その回答をいただいた部分では、今回別のラボで調べたら問題がなかったということなんですけれども、ラボの信用性というのはいかがなんでしょうか。今回、例えば日本人チームが調べたとか、もしくは信用の置けるラボで調べたらこうなったのか、もしくはどちらのラボが本当にきちんとした結果を出せるものなのかという背景をもう少し教えていただけるとありがたいです。

○内田 特に日本のラボに求めたものではなくて、現地の違うラボにお願いしたということで聞いております。そういう意味では、当初の検査結果のところでは、実施機関を含め、しっかりと見なくてはいけなかったんだけれどもというところではございまして、通常変な値が出てきたら、ちゃんと対応できるような体制にはなっている。特にこの件で他の国でも受注をしたりだとかと、いろいろと世界的にも活躍している組織でもございますので、組織能力的には問題ないというふうに考えておりまして、今回はたまたまこういうことになってしまい、信頼を置ける他のラボにお願いをしたと

いうことになっております。

○原嶋委員長 よろしいでしょうか。

今のバングラデシュの件は後ほど調べていただいて、お答えいただくということにさせていただきます。次に関連して、モニタリング結果についてバックナンバーの公開についてのご報告をまず頂戴して、また若干の質問をさせていただきたいと存じます。

それでは、準備できましたらよろしいですか。

○村瀬 それでは、環境社会配慮モニタリング結果に関するバックナンバーの公開について説明させていただきます。

こちらのモニタリング結果の公開については、これまでモニタリング結果が提出された後に、JICAホームページ上に公開済みのモニタリング結果を新しいものと差しかえる形で掲載しております。過去のモニタリングレポートは継続して公開しておりませんでした。

これに対して、ことしの1月の全体会合、ちょうど半年前のこのような定期的な実施段階の案件にあるモニタリング段階の進捗の報告をさせていただいたときに、村山委員から、できればモニタリングの報告はそれぞれの期について全て掲載するのがよく、またできるだけ過去のモニタリング結果も全て掲載するという方向で検討を願いたい旨のご意見をいただきました。

これを受けて、JICAの関係部署と調整した結果、スライドの対応方針にございますように、今後新しいモニタリング結果をホームページ上に公開する際には、公開済みのモニタリング結果を削除せずに、個別案件のページに掲載し続けるということで、常時閲覧できるようにするという対応を考えております。

ただし、2点目でございますように、過去にさかのぼって数多くのモニタリング結果を改めて公開し直すということにつきましては、技術的観点などから難しいため、控えさせていただきたいという考えを持っております。

なお、過去に公開しましたモニタリング結果は、審査部にも保管されておりますので、閲覧希望がございましたら、事務局までご連絡いただければ個別に対応させていただきます。

具体的には、既存の英文のホームページのサイトをできるだけ活用する形で進めたいと考えております。スライド3枚目の一番右のところに、最新のモニタリング結果を案件ごとに公開しておりますが、そのタイトルをLatest Result of Monitoringという記載に変更いたします。そこに最新版を公開するのはこれまでどおり変わりませんが、バックナンバーを見る場合においては、スライド4枚目の当該案件の詳細ページの左側の案件名をクリックいただくと、次の案件概要のページに移ります。案件概要情報は今も掲載されておりますが、案件概要情報の表の下のところ、Latest Result of Monitoringと、Past Result of Monitoringという項目を2行設けまして、Past

Result of Monitoringというところにバックナンバーを公開するという、できるだけ既存の枠組みを使う形での公開を考えております。

このような形での対応を考えておりますが、この場でご意見をいただいて、本格的に可能であれば進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、この件について、コメントがありましたらどうぞ。

○木口委員 過去にさかのぼってモニタリング結果を改めて公開し直すことは控えるということで、技術的に難しいというご説明だったんですけども、いつから過去のことを公開しているかという日付ですか、現在閲覧した方がいつまでは過去のことを公開されていて、以前のものは公開されていないのかというのがわかるような形で、何かホームページに記載をされたほうがいいのかというのを思ったんですが、それはご対応いただけますでしょうか。

それから、閲覧希望も対応しているということも書かれたほうがよろしいのではないかと思います。

○村瀬 ありがとうございます。確認させていただきたいのですが、そうすると過去に公開されたどのモニタリング結果が公開されていたかという情報を掲載しておくということでしょうか。

○木口委員 JICAさんがいつ対応を変更されたかというのがわかればいいのかと思います。表記の仕方はご検討いただければと思うんですが。

○村瀬 今回対応方針についてご理解いただけるならば、明日以降、モニタリング結果が届いた段階でバックナンバー公開に移りたいと考えておりますので、対応を変えた日を追記することを考えてみます。それから、2点目の閲覧希望への対応についても、基本的には何かしら載せる方向で考えたいと思います。

○木口委員 ありがとうございます。

あと細かくて恐縮なんですけど、2ページ目のバックナンバーの公開方法の下のほう、一番下に過去の分を足されるということなんですけど、何件もある場合はここに1行ずつ積み重なっていくという理解でよろしいでしょうか、すみません。細かくて。

○村瀬 ご理解のとおりです。

○木口委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 他よろしいでしょうか。

○寺原委員 バックナンバーの公開についてということで、先ほどのお話では、過去のものについては、そちらの課に行けば閲覧させてくれるということでしたよね、個々に対応ということは。個々の公開というのは、あくまでウェブ上にアップロードするか、しないかということと、JICAさんに行けば見せてくれるということかどうかというその2つの話があると思うんですが、今の話では過去のモニタリングレポート

は公開していないというのは、アップロードしていないというだけであって、そちらの課に行けば閲覧することはできるということなんでしょうか。

○村瀬 ご理解のとおりです。こちらに来られれば、もしくは事務局に連絡をいただければ、それはお見せするということができます。

○寺原委員 そうであれば、アップロードしていない過去のモニタリング結果についても、JICAのしかるべき部署に問い合わせいただければ、個別に閲覧が可能ですというふうに、どこかに書いておいたほうがいいのではないかなと思います。

ここを見ると、公開はしていないというふうに書いてあるんです。1個目の背景ですね。正確に書くならば、1ページ目の過去のモニタリングレポートはアップロードはしていないということで、先方政府から許可が出ている場合には見せることができるという理解でよろしいですか。

○村瀬 基本的には公開合意はとれていますので、アップロードはしていませんけれども、ご要望があればお見せすることはできるということです。

○寺原委員 そういう話であれば、そのように書いておいていただければいいのではないかなと思います。ただ、さかのぼってアップロードはしないということですよね。さかのぼって過去のものをアップロードはしませんが、紙とかPDFの媒体で、そちらの課に行けば閲覧することができるというふうに書いていただけると、より親切なのではないかなと思います。

○村瀬 承知いたしました。

○原嶋委員長 それでは、ホームページ上にアップするということについては、今お話ししたとおりで、今、寺原委員がご指摘になった過去のものについてのハードコピーをアクセスできるかどうかについて、もう一度確認していただいて。もしそれが今、寺原委員がおっしゃったように、誰でもお見せできますよということがわかれば、それを表示したほうがいいんじゃないかというご提案なので、できるかできないかももう一度確認していただいたほうがよろしいかなと思います。ここは一回時間を置いて確認していただけますか。

もしそうなってくると、それなりに多くの方が、そちらにお問い合わせが出てくる可能性もあるので、そのときに準備ができないといけないと思いますので、ちょっと確認していただかせんか。次回で結構です。

○村瀬 承知いたしました。できるかどうか確認して、またご報告いたします。

○木口委員 追加で、ということはメールでデータを送っていただいたりということは想定されていないということだと今理解したんですが、そうしますと現地の事務所でも当然公開ということをしないと、現地の方がアクセスできないのではないかとちょっと気になりましたので、その点を含めてお願いできればと思います。

○村瀬 承知しました。そのあたりの遠方の方にどう対応するかということもよく考えて、また修正版を報告するようにします。

○原嶋委員長 ホームページ上での取り扱いについては、一応ご理解いただいたということで、それ以前の過去のものについてのハードコピーなのか、どういう形になるかわかりませんが、それについての取り扱いについて、今幾つかご提案がありましたので、齟齬のないような形で一度ご検討いただいて、誰がどういうふうにアクセスできて、できないのかということを考えていただけますか。

○村山委員 ステップ・バイ・ステップで進めていただいてよいのですが、過去にアップロードされていないモニタリングレポートが一体どこにどれだけあるのかというのがわからないので、次の段階としては、アップロードしていないけれども、この案件ではこういうモニタリングレポートがありますよというリストが出てくると、さらによいと思います。ご検討をお願いいたします。

○木口委員 しつこくてすみません。一度公開されたものなので、基本紙でJICAさんに行って閲覧するというのも何だか変な話といいますか、公開されてしかるべきものなので、何か電子情報で送付したりというのがもし手続上問題ないのであれば、それをご検討いただければと思います。

○村瀬 村山委員、木口委員のご意見、承りました。そこも含めて検討をさせていただきます。ありがとうございます。

○原嶋委員長 特に形態も多分時代によってばらばらだと思いますし、JICAさんの中の文書管理の規定なんかもあると思いますので、全体ちょっと調べていただいて、可能な範囲で対応をまた整理していただきたいということで、お願いしてよろしいですか。

○村瀬 承知いたしました。ありがとうございました。

○原嶋委員長 あとでございますでしょうか。

先ほどの件はお答えになれますか、バングラデシュの件。

○新井 先ほど、大変申しわけありません。バングラデシュのダッカ都市交通整備事業につきましては、環境・社会、いずれも公開合意をしていないということがわかりましたので、申しわけありませんが、本日お配りした資料の38番は削除をさせていただきます。申しわけございません。

○村山委員 正確には確認できないのですが、たしかこの案件は調査団の方が事件に巻き込まれたという案件ではないかと思いますが、先ほどホームページを確認したら、多分1号線と5号線という違いで2つ出ているのではないかと思うんですね。なので、重複ではなくて、多分案件がそれぞれ違うのではないかと思いますので、改めて確認いただければと思います。

○原嶋委員長 38と36ですよ。今のお話に対する、大丈夫ですか。

今、村山委員のご指摘は36と38が、もしかしたらもともと別々ではないかということですね。

○村山委員 ウェブサイトには1号線と5号線というのが別々にアップされていて、

多分それが対応しているのではないかと思います、その情報だけは確認できないので。

○原嶋委員長 もう一度再度確認していただけますか。

○村瀬 承知いたしました。再度確認いたします。

○原嶋委員長 よろしいでしょうか。

○重田委員 前回もそうだったんですけど、バングラデシュの案件がほとんど非公開で、今回も同じだったんですけども、その辺何か特別な理由があるんでしょうか、もしご存じだったら教えていただきたいんですけども、いずれも環境も人権も非公開という例がほとんどなんですけれども、ご回答いただけますか。

○村瀬 重田委員のご質問ですけれども、これまでバングラデシュについては、私が理解しているところでは、個別案件の審査の段階で、バングラデシュの国の制度上、モニタリング結果はそもそも公開対象でないというような説明を過去には複数受けておりました。しかし、最近、バングラデシュの一、二案件で、すぐに案件名が思い出せないのですが、公開合意がされたという案件が確認されておりますものですから、実施機関からの説明内容にぶれが生じているというのが実情です。この点については、もう少し詳細にバングラデシュの制度上の状況を確認しなければいけないのですけれども、今確認できている情報で説明させていただいた次第です。

○重田委員 JICAさんとしては、公開するように常に働きかけていらっしゃるのでしょうか。

○村瀬 そこは常に確認しておりまして、明確にバングラデシュの制度上、このモニタリング結果を公開しないとは書いていないと思われますので、制度に基づく解釈というか、運用をどうするかというところでのぶれが生じているのではないかと理解しております。そこは個別の審査で、繰り返して公開合意を取りつけるように申し入れております。

○鈴木委員 基本的な話として、円借がすごく多いわけですけれども、円借の条件をつけるときに、モニタリングの結果を公表しなきゃいけないという条件はつけられるんですか。

だから、今公開してくださいよ。お願いしますよと言うのは、お願いするだけで、ペナルティもインセンティブもなければ、それは借りるほうは面倒くさいことはしないというふうになるんじゃないですかね。

だから、今ここに諮られることは、JICAとしてはプロセスとしては正しい、できることの限界までやっていますということなのか、そもそもお金を貸すときに、日本の税金を使うときに、ちゃんと審査の環境対策なり、社会環境の対応についてはきちんとやりますという条件をつけて、それをモニタリングしたら、それは公開するというのは原則ですよという条件はつけられないのというのが質問です。

○村瀬 ありがとうございます。現状では、JICAガイドラインに基づいて、必要な

ことを申し入れるという考えで審査をしておりますので、ガイドライン上は、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公開するということになります。

ガイドライン記載事項を狭く捉え、相手国等でウェブサイトで公開されていないのであれば、JICAのウェブサイトでも公開しなくてよいということもあり得ますけれども、私どもは、以前も申し上げましたように、ガイドラインの解釈をできるだけ広く取って、情報公開を促すという基本方針に基づいて、相手国等でウェブサイトで公開されていなくても、JICAのウェブサイトに公開することについては合意してもらえますかという一歩踏み込んだ交渉をして、合意を取りつけているというのが実情です。

以上です。

○原嶋委員長 よろしいでしょうか。

それでは、特になければ、モニタリング段階の報告については締めくくらせていただきますけど、バングラデシュの件はもう一度確認していただけますか。36番と38番の2つの案件が同じか、異なるかということと、あと先ほど田辺委員からご質問のあった件で、説明が若干足りない部分がありましたので、案件によって、同じ案件でも公開の程度が違っているものがありますけど、その違いの状況について、ただ時系列だけでは説明し尽せないケースがありますので、状況がもしまとまれば、また別段階でご報告をお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、この2件については締めくくりとさせていただきますして、続きましてその他になりますけれども、その他の1になりますけれども、スコーピングマトリクスの記載方法についてでございます。

準備ができましたら、ご報告をお願いします。

○古賀 審査部環境社会配慮審査課の古賀と申します。よろしくお願いいたします。

このスコーピングマトリクスの記載方法という議題につきまして、ご説明いたします。

今年の4月の全体会でこの議題を提案させていただきましたが、その際にコメントを幾つかいただきましたので、そちらを踏まえて、本日修正したものを再度ご説明させていただきますと思います。

前回4月から少し時間があいておりますので、この議題を提案させていただいた背景について、改めてご説明いたします。昨年の10月の全体会で、2枚目のスライドにあるようなご意見を頂戴いたしました。

1つ目としましては、一般的にスコーピングマトリクスでA、B、Cのような影響程度に応じた区別は行っておらず、負の影響が想定されるか、そうではないかという2択でスコーピングを行うのではないかと、こちらはご存じのように、今JICAのスコーピングマトリクスでは、影響が想定される場合にもさらにAとかBとか、あるいは

影響がわからないものはC、さらにそれにプラスマイナスをつけたような形で評価を行っておりまして、こちらに対してこのようなご意見を頂戴いたしました。

もう一つは、民間企業等が行っているような事業であったり、日本のEIA制度ではプラスマイナスのプラス、正の影響評価、これはあまり行っておらず、正の影響がスコーピングに含まれるとわかりにくくなるというようなご意見を頂戴しました。

これを踏まえて、JICAのほうで他の国々、特にJICAの協力事業の主要な相手国や、世銀やADBといった国際機関の事例について情報を収集して、お知らせいたしました。その調査結果が次のスライドから載せておりますけれども、こちらは基本的に4月にご説明したものと変更がございませんので、今日は時間の関係で説明は割愛させていただきます。

飛びまして、11枚目のスライドなんですけれども、こちらにJICAからの提案を再度載せております。4月からの変更点を赤字で示しております。

まず、1点目ですけれども、スコーピングマトリクスは、現地ステークホルダーとの協議に用いられることから、各地の環境当局の指示や通例を考慮の上、わかりやすく判断基準が明確な方法で作成されるべきと考えております。よって、各項目につきまして、A、B、Cというスコアリングは廃止し、アセスメントの対象項目のみに、こういったチェックを付す方法としたいと考えております。

この部分、4月からの変更点なんですけれども、前回はアセスメントの対象項目に丸印を付すというふうにしていたんですけれども、さまざまな国の文脈において、丸を付したものが何かのアセスの対象であるということが必ずしも伝われないような場面もあるかもしれないので、チェックにしてはどうかというご意見を頂戴しましたので、今回チェックにしますというふうに変更をさせていただきました。

これが1点目で、もう一点のご提案なんですけれども、正の影響につきましては、日本、それから協力相手国事業、世銀やADB等の国際機関では必ず行われているわけではないため、JICAとして必須とはしない。ただし、事業効果に付随する正の影響が想定される場合、必要に応じてスコーピングマトリクスの「選定理由」という欄に付記することとするとしております。

まず、1文目なんですけれども、前回は正の影響は日本及び協力相手国事業では一般的に行われるとは言いがたいというふうにしておりましたけれども、今回それに加えまして、世銀、ADBの事業での対応を改めてこちらで幾つか確認しましたところ、スコーピングマトリクスに正の影響を含めるということを必ずどの事業でも行っているというわけではないということが確認されましたので、我々も必須とはしないというふうに修正させていただきました。

また、次の2文目なんですけれども、前回正の影響を含めない理由として、環境社会へのポジティブな何か影響とか変化とか、そういったものはそもそも事業効果としてその事業を計画し、デザインしていく中で見込まれておりますので、そういった事

業効果とアセスで対象とする正の影響、この2つの違いがわかりにくいというふうに我々が考えているということをご説明したんですけれども、その際に必ずしも全てのそういったポジティブな変化というものが、事業効果で必ず当初から想定されているとは限らない。そうではない場合もあるのではないかというご意見を頂戴しましたので、今回そういった事業効果に付随する正の影響というものが想定される場合は、必要に応じてスコーピングマトリクスの選定理由欄に付記するというふうに修正させていただきました。

最後に、こういった提案をさせていただいて、皆様も特段もしご異論がないという場合、今後のスコーピングマトリクスの記載方法の案ですが、まず真ん中あたりに選定状況というところがありまして、ここに従来はA、A+とか、B-とかいうものをつけていた部分ですが、こちらに今後はチェックをまずつけると、チェックがついているものが当然アセスの対象として調査をしていきますというものを示すと。

あわせて、一番右側に選定理由という欄がございますが、こちらにまずチェックをつけた場合は、どんな影響が想定されるかという内容、または従来どおり、今までCというものがございましたが、スコーピングの時点で影響が生じるかわからないので、調査対象に含めますという場合も、そのことをこの選定理由欄に付記することにしたと考えております。このチェックがない項目については、なぜ影響が生じないと判断したかという理由をあわせてこちらの選定理由欄に記載するということとしたいと考えております。

また、先ほどご説明しました事業効果に付随する正の影響といったものが想定される場合は、あわせてこちらの選定理由欄に、どういった正の影響が想定されるかということをごこの欄に記載したいというふうに考えております。

以上がこちらからのご提案となります。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、今のご報告に対してご質問がありましたら。

○源氏田委員 事業効果に付随する正の影響というのを入れるということで、今もう入っているわけなんですけれども、それも引き続き入れるということなんです、これを選定理由に書くとして、この正の影響については評価もするというふうに考えてよろしいですか。

○古賀 ありがとうございます。正の影響評価をするかというところについては、実はこれまでもあまりプラスとつけたとしても、調査をして影響評価として、さらにその対策というようなところはやっておりませんので、あくまでそういった正の影響が付随するものがあるのであれば、それをきちんと付記して、関係者の中で認識をするという目的で付記するというものでございます。

○源氏田委員 そうすると、正の影響というのは選定理由の中には書くけれども、評価自体はしないということですか。

○古賀 そうですね。

○小椋委員 後で出てくる議題に、ガイドラインのレビュー調査の中でも一部記載があって、定量評価を過去もやっておられる。Equity IRRだとか、Finance IRRを求められておられるのがありますよね。その定量評価の部分と今ご発表しておられるものがすごく私はリンクしているような気がするんですね。

すなわち正の効果というのが定量評価をどう今後扱っていくかという議論はあると思うんですけれども、とてもリンクされていると思うんですけれども、どういうふうに定量評価と今の正の、あるいは負の影響評価とがつながっておられるか、もしあれでしたらお答えいただければと思います。

○古賀 コメントありがとうございます。

現状、環境影響評価の中でプラスとしたものについても、それをIRR等の計算に含めているという事例が余りJICAではございません。

○永井 一般的に事業効果というもので事業に出ているものは、多分経済価値が出て、計算できると思うんですけれども、今回言っているような付随する正の影響というのは、なかなか経済価値が出にくいものが正直なところでございまして、できないものは正直言ってできないので、一般的には事業効果で図られているところがEIRRだったり、FIRRで計算されているところで、今回扱っているようなそれでは気づかれない付随的なものというところまでは、正直IRRの計算では、現在は計算しておりません。

○原嶋委員長 要は、事業効果とは別に発生するであろう正の影響についてという感じですね。

○永井 そういうことでございます。今までのスコーピングのところの正の影響というのは、そこが混ざっていて、事業効果で交通台数がこれだけふえますねとか、そもそもの事業効果まで正の影響のスコーピングをやっていたんですけれども、今回はスコーピングで。

○原嶋委員長 ご意見があると思いますけれども、島委員ですよね。多分、最初にこの問題を提起されたのは島委員だと思います。

○島委員 私が聞いたところで特にコメントはあまりなくて、そういうふうになっていくんじゃないかなという気がするんですけれども、要はスコーピングの段階で、多分企業は選定理由のところ、この技術的なところをきちんと書いていくことが重要なかなと、それを次の段階のアセスメントできちんと見ていくということが重要なんじゃないかなと思います。

○原嶋委員長 言葉としては、事業効果に付随する正の影響と書いてありますけど、事業効果とは別に発生する正の影響という感じですね。かつそれを評価しないと言い切っているのかどうか、ちょっとクエスチョンがつくので、他にもご意見があると思うんですけれども、他にご意見あるでしょうか。

○源氏田委員　それで、事業効果に付随するのか、それともそもそも事業効果なのかというところがわかりにくいのですが、例えば石炭火力発電所を天然ガスの火力発電所に変えると、CO₂排出量が減りますというのは、これは事業効果自体になるんですか、それとも事業効果に付随する効果になるのでしょうか。

○永井　現在は、事業効果としてCO₂の削減量という形で、削減された場合には事業効果に含めて計算しております。削減量は一応経済価値がありますので、それで経済価値にして定量化をしているという状況でございます。

○原嶋委員長　他にもたくさんありますよね。例えば、橋をつくったら、たまたまじゃないけど、大気汚染が減ったとか、いろいろなケースがあって、そのときに必ず評価しないと言い切っちゃっていいのかどうかは、ちょっと私もクエスチョンなんです。今そこまで踏み込んで発言されていたんですけれども、それはいろいろご意見があるように感じます。

○島委員　12ページの例で見ていくと、イメージがわかりやすいのかなと思っていて、大気汚染のところって走行車両の排出ガスによる負の影響、一方で舗装による影響の緩和と、正と負が両方あって、最初の評価の中でそれがどっちが勝つのかなということを見ていくということなのかなと、この他の例でいまいちいい例が思いつかないで、たまたまこの例だけあったので、そういう印象で話させていただきました。

○原嶋委員長　他にございますでしょうか。

○石田委員　今さらなんですけれども、スコーピングマトリクスをチェックをする方法とするというのは、非常にわかりやすくていいような気がするんですね。ただ、その理由がステークホルダーとの協議に用いられることからと、それを書かれているので、つまりチェックをする理由は、ステークホルダーとのコミュニケーション上、そういう体裁をとったほうが間違いはなくて、コミュニケーションが進むという理解に読めるんですね。

ということもあるでしょうけれども、もう一つの議論としては、要するにA、B、Cをつける必要がそもそもないのではないかという質問というか、クエスチョンというか、イシューというか、つまりスコーピングなので、スコープすればよくて、定義づけをする必要はないんじゃないかという議論もあったような気がするんですね。そのあたりは落としてしまったんでしょうか、要するにコミュニケーションだけに理由を絞ってしまったんでしょうか。

○古賀　コメントありがとうございます。いろいろとお調べして、最終的にこちらの提案を出すに当たっては、その両方の理由、つまりコミュニケーションのためというところと、そもそもA、B、Cとつけている事例が他国含めほとんどなかったものからという2つの理由がございます。

○錦澤委員　理由で、判断基準が明確な方法で作成されるべきとなっていて、12枚目のスライドですと、影響が生じないと判断した理由を記載とあって、判断基準が影

響があるかないかで判断していると読めるんですけども、恐らく通常は著しい影響があるかどうかだと思いますので、選定理由の表現については、それがはっきりわかるような形で書いていただく必要があると思います。

○古賀 ありがとうございます。12枚目のスライドでよろしいですか。選定理由のところ、そうしますとチェックなしの場合は、著しい影響は生じないと判断された場合と修正させていただきます。

○原嶋委員長 今の件で、田辺さんから。

○田辺委員 著しいという言葉がカテゴリ分類のAに相当するものだとすると、ちょっとギャップが出てくるので、表現は著しいというところだけだと、ガイドライン上の著しいというのは結構大きいので、変えたほうが良いと思います。

○原嶋委員長 問題になっているのは、10か、0か、その真ん中で調べる必要がある程度の影響かとその3つで、今多分真ん中ぐらいのことをおっしゃっていると思うんですね。その表現の仕方が著しいにしてしまうとすごく限定されてしまうというご指摘なんです。だから、本当に無視していいぐらいの影響だったら無視してもいいわけですが、その線引きができる表現というのを何か適当なところがあるかというところだと思うんです。

○古賀 ちょっと表現は検討させていただきます。例えば影響が最小限と判断したとか、何か表現は検討させていただきます。

○原嶋委員長 ご専門の先生がいらっしゃるので、よく聞いていただいて。

○錦澤委員 専門ではないんですけど、日本のアセスメントなんかですと、例えば影響の程度が極めて小さいことが明らかとか、そういう表現が使われたりしていると思いますので、表現は適宜考えていただければと思います。

○原嶋委員長 そのあたりご専門の先生に聞いていただいて、著しいだとちょっと行き過ぎているので、その真ん中で、要は調べる必要がある程度の影響だということが皆さんが共有できる表現に変えていただくということですね。

○古賀 ありがとうございます。

○長谷川委員 12枚目のスライドの表記の仕方なんですけど、先ほどクエスチョンマークでCという従来のやつはチェックを入れるんですね。その理由も書くということなんですけど、プラスの影響についても選定理由に事業効果がないものについては入れてもいいということなんですけど、その場合は、この選定状況のところには、チェックをプラスの影響の場合も入れるんですか、可能性としてプラスの理由は書いたんですけども、チェックのところには何もついていないということもあり得るということですか、ちょっと細かいことで申しわけないです。

○古賀 ありがとうございます。今考えたのは、チェックのありなしは、その後のアセスの調査をするかどうかに関係していると考えておりますので、プラスの影響だけが想定される場合にはチェックは入れないのかなと考えております。

○長谷川委員 そうすると、プラスの影響は理由に書いたけれども、チェックが全然入っていない欄も出る可能性はあると、そういう意味ですね。わかりました。

○原嶋委員長 若干言葉の表現は見直していただくところはありますけれども、全体としてのご提案としては、受け入れることができるようなご提案ということで理解してよろしいでしょうか。

事業に付随するということがちょっと気になるけど、さっきもちょっと何人かの先生からありましたが、付随なのか、全く別なのか、要は事業効果に入れているものは別と考えるのか、その辺の言葉の問題だとは思いますが、イメージとしてはわからないわけじゃないですけど、例えば先ほど言った発電所をつくったら二酸化炭素が減った。二酸化炭素が減るということが事業効果で想定されている場合は、そこでは言わないけど、もしかしたら想定されていないときは、ここでの付随という形になるというケースがあるので、その辺の整理ができるような言葉の表現が練る必要があるかもしれませんけど。

○永井 すみません。言葉をどうしましょうか、もう一回説明して、書きぶりの問題であれば。

○原嶋委員長 今、言葉として若干出ていたのは、今影響が生じるかわからないという影響というところが一つですね。今、田辺委員から出ました。あと事業効果に付随する正の影響、正の影響はいいでしょうけど、付随するというのは、事業効果に明らかに入っている場合は、これは多分付随していないと考えていらっしゃるわけね。

だから、事業効果に入っているのは別ですよということをはっきりさせたほうがいいかどうか、そのあたり幾つか選択肢があると思うんですけど、そのあたりが若干言葉の表現としては見直すというか、練る必要があると思います。

○永井 言葉の表現を見直せばよろしいですか、運用方法としてはこういう形でやらせていただいて、言葉の書きぶりを修正と、こちらは我々のほうで修正してしまってもよろしいですか。それとももう一度修正の文言をという形であれば。

○原嶋委員長 一応ご報告いただくような形で、多分具体的にいうと、事業効果とは別に発生するとか、あるいは今のままにして、括弧して事業効果に含むものは別とか、何かそういうふうを書くとか、あと影響が生じるかわからないものについては、先ほど錦澤先生から幾つかの具体的なお提案がありましたので、それを書くようにして。

○永井 修正案をまたお示ししたいと思います。

○原嶋委員長 基本的なフレームワークというか、考え方については、全体としてはご理解いただいたという形でよろしいんじゃないかと思いますが、いかがでございましょうか。

ただ、正の評価、常に評価しないと言い切っちゃうというのは、ちょっと問題だと思いますので、ここには書いていないというふうに思いますけど。先ほど正の評価は評価しないと言い切って、説明のときにそういうふうに捉えたとおっしゃったんです

が、それは言い切れない場合もあると思うんですね。

○永井 今までの中で、正の評価を今までA+、B+でやってきたんですけれども、正直そこも評価をしてこなかったのが実情でございまして、なかなか必ず正の評価をするということを言いにくいことはご理解いただければと思います。

○原嶋委員長 そこははっきりさせる必要は今のところはない。

○永井 ないと思っています。

○原嶋委員長 いかがでございましょうか。

○織田委員 今の件で確認ですが、影響が生じるかわからない場合は、チェックをつけることも可能ということですね。

わかりました。それだけの確認です。

○原嶋委員長 それでは、この件については、ここで締めくくりとさせていただきます。この後は時間を要する案件ですので、ここで35分に再開ということで、若干の休憩を入れさせていただきます。よろしくお願いします。

午後3時27分休憩

午後3時35分再開

○原嶋委員長 それでは、再開をさせていただきます。

4番目のその他の中の（2）番になりますね、ガイドラインレビュー調査における最終報告書案に基づくご報告ということで、まずご報告、よろしくお願いします。

○永井 事務局の永井より失礼させていただきます。

まず、手元の資料を確認させていただければと思います。

ガイドラインレビュー調査における最終報告書案①があるかと思います。この①、電子データでは1つのファイルで送ったんですけれども、今回、印刷するときには1つにまとまらなかったのが3部構成となっています。①-1、①-2、①-3と3部構成になってございます。続きまして、レビュー調査における最終報告書案②、こちらは論点（案）というものでございます。先ほどの①は本文で、②がその内容を整理したもの、論点（案）というものでございます。③が中間報告書段階で委員を含めコメントを頂戴しましたので、それをDFRにどう反映したかというコメント対応結果になります。

これ以外に、GIGAPODでは100案件分の個別案件シートもお送りしてございます。こちら、大部になりますので、データでござんいただければと思います。

今日は時間の制約もございますので、②の論点（案）を中心に説明させていただきます。

今回、ガイドラインのレビュー調査ですけれども、助言委員会での説明は6回目となります。まず、2017年末に調査TORの段階で3回ご相談させていただきました。また、本年1月、3月には中間報告書をご説明させていただき、コメントを頂戴いたしました。

今般は中間報告書でいただいたコメント、また追加調査を反映したDFRをご説明させていただきます。これで6回目という形になります。

これまでの経緯ですとか、環境レビュー調査の概要については、前回は説明しましたけれども、今回は説明すると時間がかかってしまいますので、この調査の経緯については、2019年1月の全体会合の逐語の議事録と配付資料をごらんいただければと思います。今日はDFRの説明から、いきなり入らせていただければと思います。

本年1月の中間報告書は、カテゴリA案件と、あと国際動向について調べさせていただきました。今回、DFRは、それに加えてカテゴリB、FI、Cを中心に62案件をレビューし、また中間報告書でいただいたコメントに基づいて対応したものでございます。

本日ご説明させていただいて、この場でコメントを頂戴することは想定してございません。お時間をおかせていただいてコメントいただければと思います。コメント提出の期限ですけれども、10営業日後の7月12日の金曜日までに、事務局にコメントがあれば頂戴できれば幸いです。

あと、また別途ご質問があるかもしれませんが、今後、パブリックコメント並びに包括的な検討を予定しております。その具体的な実施方法は現在検討中でございまして、8月以降の全体会合で具体的な方法をご説明したいと思っております。

以上が全体のご説明でございました。

それでは、論点（案）を中心にご説明させていただければと思います。

その前に、本文の①の報告書の1-2ページをごらんいただけますでしょうか。表1-1、レビュープロジェクト一覧がございまして。全100案件をリストアップしたものでございます。カテゴリA案件が全てと、B、C、FI案件をランダムに抽出したものでございます。

こちら、レビュー調査の論点の中に案件番号がいろいろ出てくるとは思いますけれども、この番号というのは、こちらのリストに載った案件を指しているものでございます。全ての案件名を書いているとかなり大部になるので、ナンバーという形で示させていただきました。ですので、リファアーする際はこちらのナンバーを見ながら見ていただければと思います。

それでは、資料②の論点（案）について説明させていただきます。特に、中間報告から大きく変わったところすとか、コメントいただいたところを中心にご説明させていただきます。

こちらの論点（案）の見方ですけれども、改めて、一番左側が現行ガイドラインの条文の部分。左から2番目が、助言委員会でもご相談させていただいた調査アイテム、こういう調査をしますといったところ。左から3番目が調査結果もしくは論点が抽出された背景理由。一番右側が論点（案）、こういうところがガイドラインの改定のポイントになってくるであろうという論点案をお示ししたものでございます。

では、1番目、1ページ目から説明させていただきます。

まず、I ポツの基本的事項でございます。

調査アイテムですけれども、開発協力大綱等の政府方針ですとか、国際的潮流を整理するということでございます。

調査結果ですけれども、1.1、政府方針といたしましては、大きいものとしては開発協力大綱がございます。ODAを含む開発協力の政策理念を示したものでございます。実施上の原則といたしましては、適正性確保のため、開発に伴うさまざまな環境への影響や気候変動対策に十分注意を払い、環境に十分配慮した開発協力を行うこと等々、記載されてございます。

次に、政府方針として大きなものとして、質の高いインフラ投資の促進というものもございます。日本政府は新興国を中心とした世界のインフラ需要を満たすため、質の高いインフラ投資を実施してございます。

この質の高いインフラ投資の中で環境社会配慮をどのように行うのかと示したものが、次の質の高いインフラ投資促進のためのG7伊勢志摩原則でございます。

こちらの2行目ですけれども、原則の3つ目に、「質の高いインフラ投資は、インフラプロジェクトの社会環境面での影響について配慮しなければならないと、また、既存のMDBsの基準を含む最も重要な基準に反映されている国際的なベストプラクティスに沿った社会環境面でのセーフガードを適用する」というところが、質の高いインフラにおける環境社会面に関する記述でございます。

こちらの3つが、日本政府の方針として右側に論点として書かせていただきました。

1.2、国際的潮流として、やはりSDGsの動きもフォローしなければならないと思っております。2015年9月の国連サミットで採択されたものでございます。3行目からですけれども、JICAは、プロジェクトのステークホルダーの意味ある参加を推進するガイドラインを遵守することを通じて、「誰一人取り残されないーNo one will be left behind」を理念とし、持続可能な社会を実現するための重要な指針として考えてございます。

そして、国際的潮流として2つ目、重要なものとしては、パリ協定もあわせて記載させていただきました。

この2ポツ目が、今回追加させていただいたところでございます。日本政府は、2019年6月11日に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定しており、長期的なビジョンとして、「最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指す」等々の記載がございます。こちらが追記させていただいたものです。

こちらを踏まえまして、論点といたしましては、SDGsとパリ協定等の国際潮流を論点として挙げさせていただきました。

続きまして、1.5、JICAの責務でございます。

IFC、ADB等の他ドナーにおける出資案件における責務というところの調査項目でございます。

まず、出資ですけれども、世界銀行は、出資に関しましてはMIGA、IFCを通じて行われているため、世銀のESFでは出資に関する特段の記載はございませんでした。

IFCに関しましては、事業への融資や出資など、さまざま投融資を行ってございますが、出資についてとその他について区別されてございませんでした。融資も出資も同じ、ポリシーが適用されておりました。

また、田辺委員から、情報公開政策についても調べてくださいとコメントをいただきまして、Access to Information Policyも確認しましたが、出資について、その他のスキームとの区別は確認できませんでした。

続きまして、ADBですけれども、ADBも融資、贈与、出資、保証等の業務を行っておりますが、出資を特出したポリシーは確認できませんでした。また、Information Policyにおきましても、他と区別はされてございませんでした。

こちらが出資に関する調査結果でございます。

1.7、対象とする協力事業。

現行ガイドライン施行後にふえた協力事業の整理というところでございます。

1ポツですけれども、現行ガイドライン後に追加された協力事業として、海外投融資、中小企業SDGsビジネス支援事業、また今後追加が想定される事業としてGreen Climate Fundからの受託事業が挙げられます。海外投融資事業は、現行のガイドライン上も有償資金協力の一部でございますので、ガイドラインが適用されると整理してございます。ただ、残り2つの事業に関しては、ガイドライン上に記載がございませんので、右側に論点として追記させていただきました。SDGsビジネス事業とGreen Climate Fundに関するガイドラインの適用可否というものを論点に含めさせていただいております。

次のページに行かせていただきます。

中間報告でご説明しなかったものとして、運用見直しのワーキンググループの提言というものがございます。左側の調査アイテムに「第3回運用見直しWG提言」と、これは3年ぐらい前に助言委員会よりご提言いただいたもので、そちらも今回あわせて確認したものでございます。

こちらもあわせて説明します。2ポツに関しましては、いろいろとスキームがわかりにくいので整理してほしいというコメントあり、既に1ポツで整理したとおりでございます。

また、3ポツですけれども、中小企業SDGsビジネス支援事業「中小企業支援型」の基礎調査は、1ポツのとおり情報収集が主な目的であり、フィージビリティ調査は実施しないため、ガイドラインの適用外と今でもされてございます。また、案件化調査、普及実証ビジネス化事業については、環境社会に甚大な負の影響を及ぼす可能

性がある提案は採択しないという方針は、現在も確認してございます。

4ポツ、ガイドライン施行後のJICAの業務の変化としての大きな動きですけれども、世の中の動きというよりJICAの業務ですけれども、こちらは日本政府の方針とも合致しますが、質の高いインフラ投資の促進というのは大きな業務の変化でございます。こちらは先ほど説明したので、説明は割愛させていただきます。

また、2つ目、大きな業務の変化として見られるのが、協調融資がふえていることです。最近では年間10件程度の協調融資が見られます。

2つ目のポツですけれども、世銀のESFを見ると、コモンアプローチの採用というものが、今般、世銀のESFに記載されてございます。協調融資先のセーフガードポリシーを確認した上で、世銀のESS1から10を満たすことが確認できれば、当該事業の環境社会影響の評価や管理に関するコモンアプローチを採用することが可能と。要は、それぞれ借入人が、世銀とかJICAの、それぞれのポリシーを満たそうとして、事務手続が倍になってしまいますが、お互いの要件を調整した上で、1つの手続で借入人としても対応できることが認められるようになります。

ADBのSPSを確認したところ、同じように、次のページの冒頭ですけれども、ドナー間の要件を一本化するよう努力するということが書かれています。

このような形で、右側の論点といたしましては、協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否というところを1点論点に挙げさせていただいております。

続きまして、4ページ、1.8、緊急時の措置でございます。

まず、1ポツの実績ですけれども、実績は合計で7件ございました。全て災害等の理由で緊急時の措置がとられていたもので、下表に示したとおりでございます。全てスキームとしては開発調査型技術協力でございます。詳細計画策定調査がスキップされてございました。ただし、その後の予備的スコーピング等は本格調査にて実施されておりました。また、全ての案件について助言委員会に報告をさせていただいております。

続きまして、第9回運用見直しのワーキンググループの提言でございます。

まず、2ポツ目として、カテゴリA案件があったのかどうか。ございませんでした。手続は全てJICAのホームページで公開されてございました。

4ポツ目、開調以外で緊急時の措置が適用された案件はございませんでした。

5ポツ目、詳細計画策定調査は省略されていましたが、本格調査の段階で環境社会配慮は調査されてございました。また、予期せぬ環境影響が指摘された案件はございませんでした。

1.9、普及でございます。

全ての案件においてガイドラインの説明並びに遵守が合意されてございました。

研修実績ですけれども、こちらに示したとおり、大体100名前後の研修が、毎年、環境社会配慮に関してはなされております。

次のページでございます。

次は、JICAによる情報公開に係る説明でございます。

1ポツに関しましては、全ての資料がJICAの情報公開サイトで公開すべきものが公開されてございました。

2ポツ目、相手国等による情報公開状況ですけれども、カテゴリA案件については、先ほど新井のほうからも説明した公開が必須ではないモニタリング結果は公開されていないものもございましたが、必要なものは公開されていまして。

すみません、こちら、記載が間違っていて、3ポツ、4ポツと書いてあるりすけれども、4ポツの部分が間違いで、「・」ですね、3ポツで、説明がその下のものになります。5ポツ、6ポツが間違いで、4ポツ、5ポツとなります。申しわけございません。

3ポツですけれども、JICAから相手国等に対する情報公開の働きかけ状況ですけれども、審査時にモニタリング結果の情報公開に係る合意ができたものは記載のとおりでございます。詳細は先ほど新井が説明したとおりでございます。

下から4行目ですけれども、近年、公開合意が得られた案件は増加傾向が見られます。例えば、2017年には環境モニタリングを必要とする38案件中20案件、社会モニタリングを必要とする14件中12件で公開が合意されております。最近、働きかけの結果、公開がふえている状況でございます。

4ポツ、第三者からの情報公開請求が行われたのは、異議申し立ての2件でございました。

5ポツ、全て相手国の了承を得た上で情報を公開してございました。

次に、追加調査アイテムですけれども、情報公開に関する世銀のセーフガード政策について整理いたしました。

確認したところ、世界銀行は、High Risk、Substantial Riskの案件については、環境社会影響評価書に基づくリスク影響に関する文書、EIA報告書を含む文書についてはアプレイザル前に公開しております。これらの文書は、案（ドラフト）の段階で公開することを可としております。

ADBにつきましても、カテゴリA案件はドラフトのEIAを理事会の付議の120日前に公開している。

IFCについては、EIAの公開は必須ではなくて、IFCがつくった文書を60日前に公開していきまして、ドナーによって公開対象文書のステータスであったり、期間が異なるというところが挙げられます。

次のポツですけれども、これは現地調査からわかったことですが、下から4行目、環境当局による承認済みEIAを公開してから環境レビューを行うことが求められているため、レビューを通じてEIAの内容にコメントしようとしても、既に環境当局による審査と承認が終わっているため、必要に応じて審査時に追加合意する必要がある

生じてしまったというところがございます。一回承認されたものを審査段階で修正しようと思うとかなり大変であったことも、レビュー調査の中では確認できました。

この2点から、右側の論点を追記させていただきます。

環境レビュー前の公開対象のEIA報告書のステータス。ドラフトであるべきなのか、最終報告書であるべきなのかというところ。そして、同じことですが、レビュー調査前にECCの取得が必要かどうかというところが、論点として入れさせていただいております。

あと、EIA報告書の公開期間につきましても、ドナーによって異なりますので、論点に加えさせていただいております。

次の追加調査アイテム。これはモニタリング・監理結果の公開。これは鈴木委員、村山委員、作本委員、田辺委員からコメントいただいたものでございまして、追加調査結果を加えさせていただきました。各ドナーにおけるモニタリング結果の公開はどうなっているのかというコメントでございました。

まず、1ポツ目。JICAのガイドラインは、先ほど鈴木委員からの質問に、ご説明したとおり、相手国と合意してれば公開しております。

ADBは、モニタリング結果のADBウェブサイトでの公開が規定されております。条件はついてございません。

一方、世界銀行、EBRD、IDB、AfDBの各セーフガードポリシーでは、環境社会配慮に関するモニタリング結果の公開は規定されてございません。

世界銀行の場合は、自身が行った案件監理ミッションのaid-memoireについては、相手国と合意したときに公開するとなっております。

これが各ドナーの公開状況でございました。

続きまして、6ページに移らせていただきたいと思います。

カテゴリ分類ですけれども、1ポツ目、分類結果と根拠の間に特段の乖離は確認されませんでした。

2ポツ目、カテゴリ分類に変更があったのは3案件でした。

3ポツ目、外部からカテゴリ分類の妥当性の指摘を受けたのは2案件でした。

4ポツ目、スクリーニング様式の文書は、入手していない場合でも、同等の情報を入手してました。

カテゴリ分類を調べた結果、世界銀行のESFで新しい動きがあったので、追加アイテムに加えさせていただきました。

従来、世銀のOP4.01では、A、B、C、FIの4分類だったんですけれども、今回、High Risk、Substantial Risk、Moderate Risk、Low Riskの4分類に分類されました。4つに分かれたんです。

多分、その中で一番のポイントは、矢印の3つ目、実施機関が持つ環境社会リスクの影響を管理する能力。今までは、セクター要件とか、住民移転の規模とかの特性、

地域だったんですけれども、そもそもそれをマネジメントする実施機関の能力を勘案してカテゴリ分類をするというところが大きな論点になってくると思ってございます。

ですので、右側の論点に、世銀のこの新しいカテゴリ分類の参照要否というところを加えさせていただきました。

一方で、一番下ですけれども、カテゴリB案件の扱い、JICAの中ではどうなっているかというところを改めて整理したところ、下から4行目、今回、100件のうち有償は合計12件のカテゴリBがありましたけれども、事業費が大体150億円で、比較的影響が大きい道路改修とか、空港改修等の事業でした。

一方、無償に関しては18件ありましたけれども、平均大体20億円で、有償と比較して事業規模は小さいという傾向がございました。

カテゴリBでも、JICAの中においてもさまざまな事業規模が存在するなというところは確認できました。

次に、2.3は割愛させていただいて、2.4、JICAと相手国による協議状況でございます。

1ポツ目は飛ばさせていただいて、次のページですけれども、1ポツ目の2つ目のポツです。全100件中、69件において、環境レビュー段階でEIA/RAPに係るステークホルダー協議を実施しておりました。それ以外は、CですとかFI案件です。

次に、追加調査アイテムとして、現地ステークホルダー協議。

今回、世銀ESS10、ステークホルダー参画計画というものが、加わりました。この内容について整理するように、石田委員と木口委員からコメントいただいておりますので、追加調査アイテムとして整理させていただきました。

まず、ESS10ですけれども、「ステークホルダーエンゲージメントと情報公開」という名前でございます。世銀の全てのInvestment Project Financing案件に適用されるものでございます。「ステークホルダー」とは、プロジェクトにより影響を受ける個人や集団、及びプロジェクトに関心がある個人や集団のことを指すものでございます。

2ポツ目、借入人は、ステークホルダーエンゲージメント計画（Stakeholder Engagement Plan、SEP）の作成、実施を求められる。SEPには、事業の影響を受ける人々、及びそれに関心を持つステークホルダーを特定し、当該ステークホルダーの事業への参画の時期や方法、提供される情報の種類や提供時期、開催告知方法、開催場所、開催結果の報告、苦情処理メカニズム等々が記載されるということでございます。

ここまで、明確に、「いつ、どのタイミングで、どういう情報を住民に提供して協議をしていくか」を説明した計画をつくる必要があるということでございます。

残りのポツは、ごらんいただければと思います。

下の追加調査アイテムですけれども、ADBは、SEPの作成は求められてございま

せん。一方、IFCは、SEPの作成が求められています。

2.5の1ポツに関しては、該当する地域、該当する案件は確認されませんでした。

2ポツ、社会的弱者に対する人権配慮ですけれども、全案件100件中、60件については社会的弱者への配慮に係る計画が確認できました。

追加調査アイテムといたしまして、人権、社会的弱者に対する配慮に関する世銀ESFの規定ですけれども、世銀はビジョンの中に人権について記載がありました。

「国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する」とビジョンに記載されてございます。

一方、次の追加調査アイテムですけれども、開発協力大綱には、「脆弱な立場に置かれやすい対象」として、「子ども、女性、障害者、高齢者、難民国内避難民、少数民族先住民族等」が記載されてございます。

国際協力大綱と比べて、JICAのガイドラインには、社会的弱者といたしまして、高齢者、難民国内避難民などが記載ございません。こちらを踏まえまして、右側の論点として、人権に係る配慮項目とその範囲、配慮対象への社会的弱者の追加の可否を記載させていただきました。

また、追加調査アイテムは、島委員から、ビジネスと人権に関する国連指導原則についても整理したほうがいいということでコメントいただいたものです。

1ポツ目ですけれども、具体的にはジョンラギーによりつくられたものでございます。2008年に国連人権理事会に提出され、同枠組みは「ラギーフレームワーク」とも呼ばれています。国家の義務、企業の責任、救済へのアクセスの3つの柱から成っているものでございます。

2つ目のポツ、日本政府はこれを踏まえて、2020年半ばに国別行動計画を公表すると聞いてございます。

こちらを調査結果に追加させていただきました。

続きまして、2.6、参照する法令と基準でございます。

1ポツの1つ目、全100件のうち、50案件については国内法に基づきEIAの承認が必要でした。全ての案件においてEIAの承認は得てございました。

2ポツ目、国際基準の参照ですけれども、具体的にはEHSガイドラインですとか、WHO基準、ISO基準、EU基準等が実際のEIAの中で参照されてございました。

3ポツ目、世銀のセーフガード政策から昨年12月に承認されたESFの主な変更点を整理したものでございます。

まず、3ポツの3.1ですけれども、世銀のESFは3つの文章から成っております。1つ目がビジョンと呼ばれているもの、2つ目がポリシー。これは、世銀が何をしなければいけないのか書いてあるものです。次がスタンダードですね、Environmental and Social Standards、これは借入人が守らなくてはならない要件。ビジョン、世銀がしなければいけないこと、借入人がしなければいけないこと、の3つの文章から成って

ございます。

このESS、借入人に求める要件は全部で10ございます。1から10ございます。この中で、前回のセーフガードポリシーから明らかにふえたものが4つあります。

まず、ESS2の雇用と労働条件、次がESS4のコミュニティーの衛生安全。次に、ESS9の金融仲介機関、そして最後に、ESS10のステークホルダーエンゲージメントと情報公開です。

現在、JICAの環境ガイドラインは、昔の世銀のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認してございますが、この新しい世銀のESFにも同じようなことを求めるのかが一つの大きな論点になってこようかと思ひまして、右側に、世銀のESSとの乖離がないことの要否というところを一つの論点に加えさせていただいてございます。

3.2、具体的にどうなのかというところを見させていただきますと、まず、先ほど言った4つの点がふえていますねというところと、②、従来の、先ほどカテゴリ分類というのは、今まではセクターとか、地域とか、影響でやっていたんですけれども、この能力というところにも基づいてカテゴリ分類をしているというところも一つポイントかと思ひます。

続きまして4ポツ、世銀ESFと現行ガイドラインの相違点というところで、細かい点は、この後、テーマごとに比較をしますが、全体のESSはどこが大きく変わっただろうかというところです。

まず、4ポツの世銀ESFとの違いですけれども、①、大きな点は、やはり「環境社会影響評価」と、「社会」が入ったというところかと思ひます。今までは「環境影響評価」でしたけれども、「環境社会影響評価」。具体的に、先ほどで言うと、ESS2の労働だったり、ESS4のコミュニティーへの配慮どの社会面での配慮が求められる。

また、②、環境社会履行計画の作成も求められてございます。やはりEIAとか、ESIAとか、非常に大きい、大部になる文書ですので、誰が、いつ、何をするかよくわからない。なので、その中から、誰が、いつ、何をするかというものを整理した文書の作成が求められています。

この①と②というのが、大枠の中で言うと大きく変わったところかなと思ひます。

次のポツも大きく変わったなと思うところです。世銀が相手国の環境社会フレームワークをレビューし、ESSのかわりに同フレームワークを活用することを認める。俗に言う、カントリーシステムの活用。仮に相手国政府に能力があれば、世銀ESSの準拠を求めるのではなくて、相手国政府等の環境社会配慮の制度と体制を用いてオーケーすることです。

こちらを踏まえて、右側の論点（案）といたしましては、環境社会影響報告書の作成や履行計画に関する参照の要否、並びにフレームワーク活用の要否というところを論点に含めさせていただいてございます。

5ポツですけれども、世銀以外、ADB、IFCのセーフガードポリシーで参照できるものはないのかと。ADBは、2009年のポリシーがございます。IFCは、2012年にパフォーマンススタンダードができてございます。

下に、PS1からPS8と、世銀のESFと似たようなナンバーがございます。足りないのは9と10でございますが、実質、世銀のESFを見ると、この9と10というのは世銀のESS1に書かれているもの、もともと世銀のESS9と10はPS1に書かれていたものなので、実質カバーしている範囲は同じと考えています。内容についても、特段大きな乖離は見られませんでした。

この下ですけれども、一番下のポツ、民間連携事業（海外投融資、協力準備調査（PPPインフラ事業））では、提案企業は通常、赤道原則に沿った環境社会配慮を行っていることが多いと、IFCのパフォーマンススタンダードを参照していることが多いというのも事実でございました。

これ、作本委員からコメントいただいたものです。ソブリンとノンソブリンが同じポリシーでやっていいのかと作本委員からコメントあったので、調べたところ、やはりJICAの海外投融資というのはIFCのパフォーマンススタンダード、赤道原則に基づく案件が多かったです。

ですので、右側の論点といたしまして、民間連携事業については、IFCのパフォーマンススタンダードと乖離がないことも認めていいのではないかとというところを論点として加えさせていただいています。

続きまして、10ページ目、5.3のところのEHSガイドラインについては、もう説明したので割愛させていただきます。

2.7、助言委員会による助言でございます。

カテゴリA案件は41件、全て助言委員会に付議させていただいておりました。

助言総数465で、427件は協力準備調査等への反映も確認させていただきました。

また、実施段階で行うようにという助言についても、全ての案件において実施されたことを確認されております。こちらは村山委員より、「実施段階での実施についても確認するように」とコメントいただいたものでございます。

2.8、全100件で合意文書の締結が行われました。

2ポツ目、合意文書に基づき事業を中止したものはございませんでした。

2.10ですけれども、ガイドラインの適用と見直しというところでは、2015年に運用の見直しを行いまして、FAQで対応方針を明らかにさせていただいてございます。具体的には、こちらに示したようなものに関して、具体的な要件なり定義というものを示したという実績がございました。

続きまして、3.1、協力準備調査。

1ポツ、「プロジェクトを実施しない案」の代替案の事例ですけれども、カテゴリ

Aの41件全てで代替案の検討を行っていました。Bについても、例外事例を除く39件について行っていました。大半でプロジェクトを実施しない案も検討されていました。

続きまして、追加アイテムといたしまして、代替案検討の実施方法。こちらは、村山委員と石田委員から追加で調査するようコメントがあったもので、今回、整理させていただきました。

まず、代替案ですけれども、①戦略的環境アセスメントの段階での代替案ですけれども、世銀、IFC、ADBにおいては、SEA段階における代替案の比較に係る規定は確認できませんでした。

日本の環境影響評価法を見ますと、配慮書段階で、複数案の一つとして「事業を実施しない案」を含めるように努めることが求められてございます。さらに、「事業を実施しない案」には、ゼロオプション「事業目的が達成可能で環境影響評価法の対象事業種の事業を実施しない案であり、複数案の一つ」が含まれるという規定がございました。こちらがSEA段階です。

②EIA段階でございますが、こちらは世銀、ADB、IFC、そして日本においても規定がございましたので、ごらんいただければと思います。

4) の日本ですけれども、日本の基本的事項では、個別事業のEIA段階のスコoping段階で、「建造物の構造配置の在り方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として」複数案検討が、DFR段階で「環境保全措置についての複数案」が求められると記載がございます。

こちらが代替案の検討でございました。

③、もう一件、プロジェクトを実施しない案の考え方でございます。

こちらは世銀とADBの事例をいろいろ確認しましたが、当該プロジェクト以外の別の方法で事業目的を達成する案というものは確認できませんでした。

3ポツで、環境ガイドラインにある「プロジェクトを実施しない案」の考え方について、今説明したとおりです。

次に、助言委員会で作成された論点です。こちらは林委員から、過去の助言委員会で参考になるような論点、ガイドライン改定にかかわる論点があれば、残しておいたほうがよいとのコメントを頂戴し、関連する論点を記載させていただきました。

これは2017年3月のインドの事業でございます。ゼロオプションとの比較は望ましいが、JICAガイドライン上は、「事業を実施しない案」との比較を行うこととなっている旨説明があったと、JICAの代替案の説明について論点として残したものがございました。

次に、3.2、有償、無償、技術協力プロジェクトについてご説明させていただきます。

右側の2ポツ、エンジニアリングサービス借款の環境レビューの実施状況ですけれ

ども、今回、100件のうちE/S借款は4件ございました。いずれも環境レビューは完了しておりませんでした。

3ポツ目、エンジニアリングサービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮の実施状況ですけれども、4案件とも、何らかの環境社会配慮の支援をE/S借款の中で実施してございました。

4ポツ、モニタリング結果の受領状況は記載のとおりでございます。詳細については、先ほど新井からも説明があったとおりでございます。

6ポツ、環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された案件は5件見られました。これらの乖離はガイドライン自体の問題や解釈から違いが生じたのではなく、例えば、EIA段階では想定されなかった事象の発生、相手国の実施機関の関係機関の運用能力の課題が原因であったことが確認されました。

次に、8ポツですけれども、重大な影響が生じた案件は、2件確認されてございます。

追加アイテムとして、こちら、エンジニアリングサービス借款の中で、現行ガイドラインでは、E/S借款においてはプロジェクト本体に対する円借款の供与決定時に環境レビューを行うことが認められていますが、NGO等からエンジニアリングサービス借款期間中における環境社会面の影響の発生が指摘されております。

こちらも踏まえまして、論点に、エンジニアリングサービス借款供与時の環境レビューの実施の要否というものを加えさせていただいております。

3.4、開発計画調査型技術協力ですけれども、こちらは細かい記載もありますので割愛させていただきます。

13ページの一番下、ティアリングのところだけ言及させていただきます。こちら、林委員からコメントいただいたところです。日本の「基本的事項」においては、計画段階配慮事項（SEA）の代替案の検討において、影響の回避低減が検討された内容を、EIA段階で整理することがティアリングとして求められていることを記載させていただきました。

ただ、世銀、IFCを確認しましたがけれども、ティアリングに係る記載は確認できませんでした。

続きまして、14ページの別紙1に行かせていただきます。

先ほど小椋委員から、また長谷川委員からも、その経済価値、定量化という点何回もコメントいただいている点でございます。

まず、1、費用の算定ですけれども、実際どうだったかという、用地取得費や環境管理費、モニタリングに係る費用というのは事業費の算定に含まれてございました。これが1.1です。

1.2、GHG排出量の費用便益への計上はどうなっているのかでございますが、1ポツ目、レビュー調査対象案件を含むJICA案件では、環境社会関連の費用便益のうち、

GHG排出量は市場価値が既にあるため、EIRRを算出するための経済分析において排出増／減をそれぞれ費用／便益に計上してございます。特に、GHG排出量の多い大規模発電事業を中心に、計上が今行われていました。具体的に言うと、ウズベクですとか、イランの案件で算定されていました。

1.3、世銀ですとか、他のドナーの取り扱いですけれども、日本の「基本的事項」では、環境影響に関する費用便益の定量化は求められていないと理解してます。

世銀のESSでは、1行目ですけれども、実施可能であれば経済価値を付すとあります。

3ポツ目、ADBについては、IPCC報告書を参考に全案件で統一の価格を用いて計算するとございます。

IFCについては、定量化について特段記載はございません。

14ページはこちらで終わりにさせていただきたいと思います。

次に、15ページに飛ばさせていただきます。

一番上ですけれども、日本、他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱いの確認でございます。

こちら、日本においては、「地形地質」及び「地形表層地質土壌特異な自然現象」という形で事例が3件確認されました。

実は、今回、世銀のESS4「コミュニティの衛生安全」の中で同じような言及がございました。第三者や周辺コミュニティに危険が及ばないような構造物の設計、建設、供用、解体を行うと。構造物の設計は、気候変動による影響も考慮すると記載されてございます。

このようなことを受けまして、右側に論点として、世銀ESS4、事業の影響を受ける可能性のあるコミュニティの安全性確保の配慮項目への追加、並びに構造物の設計における気候変動の考慮を論点に加えさせていただきました。

5ポツは、下の別紙1のタームを読んでいただければと思いますので、割愛させていただきます。

次のページ、16ページに飛ばさせていただきます。

16ページの上の箱の「追加調査アイテム」でございます。

今回、世界銀行のESFに、金融仲介機関に関する要件も追加されています。ESS9「金融仲介機関」は、世銀から財政支援を受ける金融仲介者に適用されるものです。

まず、2ポツ目、リスクや影響が小さい、もしくはほとんど発生しないサブプロジェクトは相手国国内法を適用する。他方、重大なリスクが生じる場合にはESSが適用されると書かれています。

3ポツ目、FIがみずから行うサブプロジェクトの環境社会配慮確認プロセスは、ESMSとして整備されると。その内容は、環境社会配慮に係るポリシー、サブプロジェクトの確認手順（カテゴリ分類等々）、加えて実施体制と能力、モニタリング等を

整備した文書と定められています。

こちらを踏まえて、論点に、ESS9、Financial Intermediaries事業に求められるリスクに応じた要件の適用やESMSの構築の参照要否を追記させていただきました。

続きまして、別紙1、検討する影響スコープに行かせていただきます。

2ポツ、GHG排出量の算出評価の状況の確認。

現在、カテゴリCを除く90件のうち、34件においてGHGの排出量の算定の定量化と定量評価が行われてございました。

3ポツ、気候変動及び汚染対策ですけれども、3.1、ESS3「効率的な資源管理と汚染防止」に関して、大きな変更点について説明させていただきます。

まず、2つ目のポツ、有害・一般廃棄物の話、3つ目のポツ、化学・有害物質の話、最後のポツ、害虫管理の話。こちらに関しましては、新たにESSの中で具体的な要件が記載されたものでございます。有害廃棄物、化学廃棄物、害虫管理等が新たに加わったと理解してございます。

ですので、右側の論点のほうには、ESS3、有害廃棄物、化学・有害物質、害虫管理に係る要件の参照の要否を追記させていただきました。

次に、ESS3には、実は汚染管理だけではなくて、気候変動についても要件がございます。

3.2、国際機関等によるGHG排出量の予測定量化の比較でございます。

世銀、IFC、ADB、ありますけれども、世銀に関しては、GHGの排出量予測はスコープ1のみです。IFCはスコープ1、2、ADBもスコープ1、2でございます。

世銀については、排出量が少ないと想定される案件の場合には計算しなくていいとあります。IFCは2.5万トン以上、ADBは10万トン以上という下限がございます。

その表の下ですけれども、ESS3では、GHGはCO₂、メタン等々のものが対象となっております。

次の3.3ですけれども、これは日比委員と掛川委員から追加で確認するようにとコメントいただいたものです。排出量を計算するだけではなくて、代替案の比較検討においてGHGをどのように考えるのかコメントいただいたものです。

世銀においては、設計建設供与時において、事業に由来する大気汚染を回避または最小化するために代替案を検討し、技術的財政的に実現可能で費用対効果のある対策を実施するとあります。IFCにも同様の記載が確認できました。

3.4ですけれども、パリ協定における目標への貢献を明確に謳ったセーフガードポリシーは確認できませんでした。

4、5、6、7、8は割愛させていただきます。

9ポツですけれども、これも毎回、助言委員会等で定義が議論になるものでございます。世銀は、今回新たに定義をしました。不可分一体、派生的二次的、累積的影響の事例の整理でございます。

まず、9ポツですけれども、不可分一体事業は4案件、派生的影響は2案件、累積的影響が2案件、それぞれ確認できました。

では、国際機関においてどのように対応しているかですが、次からご説明させていただきます。19ページでございます。

19ページの上の不可分一体のMDBsの対応ですけれども、世界銀行は、今回、附帯施設とは、事業の一部として融資されていないが、事業と直接かつ密接に関係しており、かつ事業と同時に実施されるもの、もしくは事業が実施や計画されており、事業が成り立つために不可欠で、事業が実施されなければ建設や拡張、実施が行われないと世銀が判断する施設もしくは活動を指すと定義をし直してございました。

4ポツ目ですけれども、今までJICAは、IFCのこの2行の定義を参照してきましたが、今回、世銀のほうで定義をより詳しく記載しました。

ですので、世銀のこの新しい定義を参照するかも一つの論点になってこようかと思えます。

19ページ、派生的・二次的影響。

世界銀行は、今回、間接的影響とは、合理的に予測できる範囲で、事業により将来もしくは異なる場所で引き起こされる予測可能な影響を指す、また誘発された影響は対象外であると記載されています。

こちらJICAは今までIFCの定義を参照してきましたが、世銀の定義を参照するかが一つの論点と考えています。

次の20ページですけれども、累積的影響の世銀の新しい定義が記載されています。

1ポツ目の世銀の累積的影響は、長いので割愛させていただきます。IFCの定義は2行、3行だったんですけれども、世銀の説明はかなり詳しくなりました。現在、JICAはIFCの定義を参照しておりますが、JICAとしては、今後、世銀の定義を参照するかが一つの論点となってくると思います。

続きまして、20ページの下ですけれども、世銀ESFで拡大された影響スコープです。

先ほど言ったとおり、世銀のESS10でふえた項目として、20ページの下ですけれども、ESS2「雇用と労働条件」がございました。

ESS2の適用対象ですけれども、以下の4分類の労働者に適用されるとあります。プロジェクト実施に携わる実施機関の労働者、コントラクターの労働者、コミュニティー労働者、一次供給者の労働者です。

次のページですけれども、それぞれタイプによって求められる文書が違いまして、労務管理手順というドキュメントと、労働安全衛生対策というドキュメントでございます。労務管理手順というのは、例えば、強制労働がないとか、児童労働がないのかというところの労務管理手順を確認するもの。労働安全衛生というのは、ヘルメットをかぶったり、工事現場で危ないことがないかを確認するものでございます。

現行のJICAガイドラインでは、「労働環境（労働安全）」と書かれています。

今般、ESSでふえたものとして、次にESS4「コミュニティの衛生安全」という要件があります。これは、事業をやることによって周辺コミュニティにも影響が出るのではないかという観点から出てきたものでございまして、細かいことは割愛しますが、緊急事態対応計画、何か起こったときに、地域コミュニティにどの様に逃げてもらうかというところ。それはダムにも関係します。

あと、工事現場で使う有害廃棄物が地域住民に影響を与えないか。地域外から労働者が事業サイトにやってきて何か負の影響が生じないだろうか。もしくは、工事現場の保安員が何か影響を及ぼすのではないか。インフラ構造物の安全性、地域住民に影響がないのかというところが大きく挙げられてございます。

こちらが新たに加わったコミュニティの衛生安全。こちらについては、右側に論点として、こういうものも配慮項目に含めるかを論点に加えました。

次に、ESS8。これは追加されたわけではないですが、配慮内容が追加されました。今までは有形文化財のみでしたが、無形文化財についても追加されました。

無形文化財の定義については、1ポツの最後の2行に書いてございますので、ごらんいただければと思います。次に、「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の定義でございます。

実際、保護区でやられた事業、1ポツですけれども、保護区の中で事業が実施された例はございませんでした。ただ、保護区が周辺に存在する案件に関しては、7案件確認されました。

次に2ポツ、世銀、ADB、IFCですけれども、こちら、石田委員から、予防的措置についても追記したほうがいとコメントいただきましたので、追記させていただきました。後段部分ですけれども、世銀は、ミティゲーションヒエラルキーを適用し、また回避・最小化・軽減を行っても重大な影響が残存する場合、生物多様性オフセットを実施する。緩和策の実施に当たっては予防的措置を適用し、adaptive managementを行うことが世銀で定められています。

ADB、IFCは記載のとおりでございます。

2.2、生息域、生息地に関しては、今回3つに区分されました。①は改変された生息地、②が自然生息地、③が重要な自然生息地の3つの分類。特に①が今回新たに加わった生息地の概念でございます。

③の下ですけれども、借入人は、重要な自然生息地において事業をする条件が、1)から7)で規定されてございます。

次に23ページですけれども、先ほど言ったとおり、ADB、IFCも生息地を世銀と同じように3区分でやってございました。求められる要件というのはほぼ同じでございました。

次のポツですけれども、生物多様性管理計画というものを、今回作成することが求

められています。特に影響が大きい場合に求められます。

あと、生物多様性オフセットの考え方も、世銀のESS6で今回新たに出てきたものです。こちら、ADBとIFCと比較して載せてございますので、ご参考までにごらんください。前回ご説明しましたので、今回は説明を割愛します。

2.3、保護区の定義ですけれども、これは日比委員から毎回指摘されているものがございますけれども、今回、世銀のESS6でKBA、IBA、ゼロ同盟地域についても保護区の定義に加わりました。こちらに関して、今回、論点に載せております。

次のポツですけれども、ESS6では、「保護区」でプロジェクトを実施する場合やプロジェクトに影響を与える可能性がある場合、借入人は法的ステータスと保護の目的に一致する範囲で事業を実施する。影響評価に基づき緩和策を立案し、保護区の一体性や保護目的、当該エリアの生物多様性を損なわないように配慮する。プロジェクト対象地が上記3つの生息地区分のいずれかに該当する場合、借入人は、当該生息地での事業実施要件に追加して、保護区での要件を追加で満たす必要があると。先ほど言ったとおり、生息地としての条件がありますし、以下に示した4つの点が保護区で事業をする場合の要件として、今回新たに示されたというところでございます。

ADB、世銀に関しては、下に記載があるとおりでございます。

次のページ、2.4、サプライチェーンに係るセーフガードポリシーの適用というところで、これは日比委員から中間報告でコメントがあったところでございます。

24ページの上の2.4でございます。

世銀ESS6では、借入人が天然資源を購入する際、自然生息地または重要な生息地が著しく転換または著しく劣化するおそれがある地域から調達されるとわかっている場合、一次供給者の環境社会面の評価や検証方法を確認する。また、借入人は一次供給物の生産地、当該生産地が属する自然生息地のタイプを確認する。可能な場合、自然生息地または重大な生息地に重要な影響を与えていないことを提示できる一次供給者からの調達しか行わないこと。可能な場合かつ適切な期間内に、一次供給者を自然生息地または重要な生息地に重大な影響を与えたことがないことを提示できる供給者に変更すること、の3点が求められてございます。

等々、今回、ESS6で追記されたものでございます。

次に、2.5、これは鈴木委員からコメントをいただいたもので、違法伐採の定義はどうなっているのか、運用はどうなっているのかとコメントをいただきまして、世銀、ADB、IFCで違法伐採について整理させていただきました。

2.6は、このページは同じことが重複しますので割愛させていただきます。

25ページも、今までの説明とかぶりますのでスキップをさせていただきます。

26ページのステークホルダー協議の確認、実施状況ですけれども、別紙1のステークホルダー協議の確認。

1ポツ目として、ステークホルダー分析というものは、明確に記録されているケー

スが少なかったと。ステークホルダー分析をしていましたけれども、先ほど言ったとおり、ステークホルダー分析計画のような形で整理されているものは少なかったと。

2ポツ目、協議ごとの参加人数はばらつきがありまして、多いもので500名のものもございました。今後、ある程度、ハンドアウトを配布する等の、何らかの工夫が必要だと考えてございます。

あと、EIAやRAPからは、住民協議の調査アイテムに係る実績の確認が困難であったこともございました。招待方法、招待時期、ジェンダー別の参加者、PAH、影響住民の参加割合などは、十分に情報が含まれていなかったというところもございました。

こちらも踏まえまして、今回世銀が、右側に書かせていただきましたけれども、ステークホルダー参画計画という、いつ、どのタイミングで、誰に対してどういうものを説明するのかというところを整理した文書ということを提案していますので、そちらの参照要否というのを論点に挙げさせていただきました。

2ポツ目、外部からの指摘が確認された場合には、その原因について確認。

指摘を受けた案件は4案件ございました。

3ポツ目、社会的弱者に関する配慮事例については60件ございました。

次のページですけれども、27ページ、飛ばさせていただきます、下の欄、非自発的住民移転のところでございます。

住民移転計画につきましては、1ポツ目、44件発生する案件がございまして、うち39件ではRAP/ARAPという形で作成されてございました。残り5件には、RAP/ARAPという文書ではありませんでしたが、それぞれ補償方針やステークホルダー協議の実施記録等々を確認し、また環境チェックリストを通じて確認が行われてございました。

2ポツ目、住民移転が発生する37件のうち、文書で合意が確認されているかつ回避最小化が検討されている案件が28件、計画が作成されているものの、まだ実施に至っていない案件が9件ございました。

4ポツ、モニタリング段階における住民移転数は、非自発的住民移転が生じる39件中、32件で確認できてございます。住民移転数が計画時、モニタリング時で変化している案件は11件確認されました。住民移転数が増加しているのが8件、減少しているものが3件でありました。住民移転数が変化した理由は、詳細設計段階で行われた設計変更や、詳細センサス調査による影響が新たに確認されたものでございました。

次、続きまして28ページに行かせていただきます。

住民移転ですけれども、5ポツ目、再取得価格による補償方針、具体的な算定方法を確認してございました。

6ポツ目、現地調査対象案件について、生活水準や収入機会が改善、または少なくとも回復できているかの確認でございしますが、現地調査を行った5案件については下記記載のとおりでございます。

7ポツ目、苦情処理メカニズムの整備状況についても記載のとおりでございます。

続きまして、追加調査アイテムで、こちらは木口委員から要望があったものでございまして、ESS5「用地取得、土地利用の制限、非自発的住民移転」の中身について、もう少し詳しく書いてほしいということでご要望いただいたものでございます。ESS5の内容について記載させていただきました。

2ポツ目の補償は、補償水準は再取得価格でなければならないと。

3ポツ目、補償水準は公開され、一貫性を持って各損失資産に適用されなければならない。補償の算出基準は文書化され、PAPsに説明されなくてはならない。

4ポツ目、土地に対する法的な、もしくは慣習上認められた権利を有さない住民が物理的に移転する場合、法的に居住が認められた家屋が提供されるように支援しなければならない。

最後のポツとして、事業により生計手段や収入機会が減少する場合、生計や収入が改善、もしくは少なくとも回復する対策が計画されなくてはならない、等々が書いてございます。

最後に、ESS5 Annex1というものがございまして、こちらが具体的な構成要素が書いたものでございます。現在は、JICAは世銀OP4.12のAnnexを参照してRAPを求めています、このESS5 Annex1を参照するかというのが一つの論点になってこようかと思えます。

最後でございますが、先住民族。

対象案件は全部で3案件ございました。

3ポツ目、IPPとして作成された場合、RAPの一部で作成された場合等々、対応が異なっております。

4ポツ、FPICの実施状況について整理させていただきました。

追加調査アイテムで、今回、論点にも加えさせていただいたものですが、ESS7、実は「先住民族」という名称ではなくて、「先住民族／アフリカサブサハラの歴史的に恵まれない伝統的地域社会」という名称に、今回変更になりました。

1ポツ目に書かせていただきましたけれども、ESFの導入に向けて世銀が実施したコンサルテーションで、一部のステークホルダーからIndigenous Peoplesという用語に対して民族間の対立を招くとの懸念が示されたため、今回、このような名称が世銀で導入されたというものでございます。こちらの名称についても今回論点に、右側、新たに加えさせていただきました。

次のページでございまして、30ページの一番上の箱の下から2番目、今回、世銀のESS7で一番変わった点がFPICの定義でございます。「自由で事前の協議」から、「自由で事前の合意」に変更されたというところが大きな変更点でございますので、論点に加えさせていただいてございます。

次に、別紙1、別紙2も大体今まで説明したところですので、割愛させていただきます。

以上でございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、大量な報告でございますので、いろいろご意見やコメントがあると思いますけれども、時間の制約もございますので、その範囲で進めさせていただきます。

確認ですが、助言委員の方々には7月14日までにコメントを。

○永井 7月12日の金曜日までにいただければと思います。

○原嶋委員長 金曜日ですね、それまでにコメントをいただくという機会を設けて、さらに、その後、全体のパブリックコメントということが予定されているということで認識してよろしいわけですね。

○永井 その後、パブリックコメントを日本語と英語で行う予定でございます。

○原嶋委員長 そういう全体の中で、時間の限りがございますけれども、あと、お答えする側も大変体力を消耗しているので、少しまとめてご発言をいただきたいというふうに思います。まず、今は主に最終報告書案の論点（案）というところを中心にご報告いただいていますので、そこには多分、多く意見がありますけれども、全体の資料にわたって、何か大きなご指摘事項がありましたら、まず頂戴したいと思いますけれども。

○林副委員長 指摘というよりは質問なんですけれども、中間報告からこの本調査までに具体的にやられた調査の中身について、もうちょっと具体的にご説明いただけるとありがたいです。

○永井 中間報告では、カテゴリA案件を中心に38案件を中間報告でご説明させていただきました。なので、全ての報告書が、「38案件のうち何件ではこうなされていた」という説明だったと思います。今回はカテゴリB、C、FI案件も加えて、100案件で改めて運用状況を整理し直したというところが運用状況の大きな違いです。ですので、報告書も100案件中という形になってございます。

もう1点が、いろいろと中間報告で国際的な動向ですとか、用語の定義とか、コメントいただきましたので、そちらの対応をさせていただいたというところの大きな2点が対応結果でございます。

資料③にコメントの対応結果という形で、いろいろと中間報告でいただいたコメントについて、こう対応しましたと整理させていただきます。それを今回、報告書で反映したという形でございます。

○林副委員長 もう少し、同じ質問なんですけれども、世銀とかいろんなやつを調べていただいてありがたいんですけども、それは基本的に世銀の文書を見て評価をしたのか。例えば、その中間報告のときに、ヒアリングをできればするとか、しないとか、何かそんな話があったと思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○永井 基本的には世銀が公開しているポリシーですので、ポリシーをベースにしましたけれども、田辺委員からもコメントいただきましたが、ポリシーだけではなくて、

情報公開法とか、他のガイダンスノートとか、EHSガイドラインとかも見たほうがいいというコメントをいただきましたので、まずは、ポリシーに加えて関連する文書を今回確認させていただきました。

ヒアリングも行いましたけれども、基本的にはどう解釈するのかというところを確認したものでございます。実際に、ここに書いていないことを追加したことではございません。

○原嶋委員長 全体にわたりまして。

○小椋委員 コメントは、何か様式を送られてきて、お返りするような形ですか。

○永井 いや、コメントがあれば、該当箇所とコメントをいただければ、我々のほうで表形式で整理します。メールでべた打ちでいただければ。

○小椋委員 メールで。はい、わかりました。

○永井 ただ、コメントがあればいただければと思います。

○小椋委員 わかりました。

○石田委員 論点の中で、大きく分けて2種類に分かれていたと思うんですが、一つは「要否」と書かれた部分ですね、論点を出されて、要否をこれから考えますと。もう一つは、例えば、定量化の方向、定量化の方法だとかいうふうな、もう確定的なものがあって、要否の場合には、現在までやられたレビュー調査プラス何かの基準を持ってきて要否を判断していくというような、そういう意味合いなんでしょうか。

○永井 要否というのは、あえてJICAとしての判断を示していないというところで、「要否」という言葉を使わせていただいています。逆に、必要だということも、不要だということも、一つの結論を出してしまっていますので、あえて「要否」と記載させていただいて、恐らくガイドラインの文言の改定になったときに、具体的にどうするかという議論を別途させていただきたいと。この段階では、あくまでも「こういう論点ですね」というところでとどめさせていただく観点から、「要否」とさせていただいております。

○源氏田委員 コメントというか、質問を出すときなんですけれども、この論点表について出すのでしょうか。それとも、最終報告書案というこちらにも意見を出してもよろしいのでしょうか。両方ですか。

○永井 いずれも、いただいても結構でございます。

○源氏田委員 承知しました。

○村山委員 今のご質問にも関連するんですけれども、最終報告書の目次を拝見すると、最後に別添資料ということで論点（案）が出てくるんですが、これは現時点ではついていないと思うんですけれども、これはどういう形で扱われるのでしょうか。②のものがつくということでしょうか。

○永井 ②をつける予定です。

○村山委員 そうすると、これが最終報告書の一部として加わるということですね。

○永井　そうです。最終報告書の一部として添付される予定です。

○村山委員　今後パブリックコメントにかかるものは、この報告書が対象になる。

○永井　報告書とこの論点（案）、両方を英訳してパブコメにかける予定です。

○村山委員　別添1が英訳されてですね。

○永井　そうです。

○村山委員　③は入らないわけですね。

○永井　コメント対応表ですか。

○村山委員　はい。

○永井　コメント対応表は予定してございません。

○村山委員　あと、個別の事業に関する報告もあるのですが、これはどういう扱いになりますか。

○永井　個別の表については、英訳でパブコメする予定はございません。

○村山委員　わかりました。

　　あと、その論点は、あくまで「（案）」というのがこの段階ではついていると、あくまで案ということですね。

○永井　はい、現時点では案として考えてございます。

○原嶋委員長　よろしいですか。

　　それでは中身、主には、多分、論点（案）というところにかかわるところが多いと思いますけれども、個別の中身で、詳細については、また別に、後日、先ほどありましたけれども、自由な形式でコメントを頂戴するということですが、大きなところで確認が必要なところがあれば、今日確認していただいて、具体的なコメントはまたおっていただければということで、何か大きな点で確認が必要なところがありましたら、今の段階でご発言をお願いしたいと思いますけれども。

○田辺委員　1点だけ確認したいのですが、この最終報告書案③の資料のコメントへの回答をいただいている、17ページの41番の質問なのですが、このSAFについては、もともとガイドラインを適用しないと整理しているということなのですが、私の理解では、例えば、案件合意前にSAPROFが行われる場合、例えば、相手国が出してきた環境調査が不十分な場合にSAPROFの中で環境調査をやって、それでそのガイドラインを満たすような場合があり得ると思うんですが、そういった場合に、環境ガイドラインを満たしているかどうかの結果がSAFというスキームの中では公開されないことになってしまいませんかという質問です。

○永井　SAPROFということですか、昔で言うと。

○田辺委員　SAPROF。

○永井　SAPROFですね。審査前のSAPROFということですか。

○田辺委員　そうです。

○永井　SAPROFに関しては、今、協力準備調査のスキームの中の一部になってい

まして、SAPROFも公開をしています。SAPROFに関しては、助言委員会でも一回ご相談させていただきましたが、スコーピング、ドラファイ、2回かけるのではなくて、追加調査の部分についてのみ、カテゴリAの場合は助言委員会に付議するという形で、全て情報公開も、助言委員会のワーキンググループについても、通常の協力準備調査と同じようにやってございます。

ただ、付議対象がSAPROFの追加調査部分のみというところの運用の違いがございすけれども、実質同じでございす。SAPROFについてはですね、記載ぶりは、別途書き分けたいと思います。

○田辺委員 了解しました。

○重田委員 一応、7月12日締め切りで、締め切った後のプロセスですけれども、また皆さんから出た意見を集約して、8月のこの全大会でまたアウトプットされたりされるのでしょうか。

○永井 いただいたコメントについては、どのように対応するのかはご説明したいと思いますが、コメントの数によりますので、8月に必ずというところは厳しいですが、8月以降の全体会合で、いただいたコメントに対する対応方針についてご説明したいとは思っております。

○重田委員 この後の一般公開の有無は、どうなるのですか？

○永井 助言委員会の資料、全てJICAのホームページで公開されておりますので、本日の逐語の議事録、並びに本日お配りした資料については、全てJICAのホームページで可及的速やかに公開したいと。

ただ、議事録については、ちょっとおくらしてしまうかなと、逐語の議事録に関しては時間がかかりますのでおくらしてしまいますが、基本的に情報公開をするというところでございます。

○掛川委員 コメントの仕方についてなんですけれども、その論点については、今、JICAとしては、「案としてニュートラルな形で出される」と言われました。他方、私たち委員会からのコメント、それからパブコメのコメントについて伺いたいのですが、我々からの論点に対するコメントは、例えば、導入の適否とか、何とかなの要否とありますけれども、そういうのは私たちの意見をそこで述べるということを期待されていらっしゃるのでしょうか。それとも、もう一段階ニュートラルにされた形で、実際にこの要否にかかわる議論があるのでしょうか。

○永井 どちらのご意見をいただいても結構です。こういう論点があるんじゃないかという意見もあれば、こういうふうにしたほうがいいんじゃないかという意見もあるかと思います。

ただ、我々として、JICAのレビュー調査はJICAの責任で行うもので、この段階では結論をできるだけ示さないようにしますので、仮に「こうしたほうがいい」という意見があった場合でも、恐らく、論点としては、「こういう点に関する要否」とか、

「適否」という形にならざるを得ないかなと思います。

ただ、コメントする際にはいずれでも構いません。こうすべきだというご意見でも構わない。それは、あとはJICAのほうでレビュー調査の結果として整理させていただきたいと思います。

○原嶋委員長 あと、オブザーバーの方も含めて、時間の範囲で遠慮なくご発言いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、再度確認ですが、7月12日に私どものコメントを差し上げるということで、形式については先ほどご説明があったとおりですので、お願い申し上げます。

内容的には、論点の抽出そのものもあるし、論点に対するそれぞれのご意見も含めて自由に頂戴したいということでございます。よろしくお願いします。

他に何かございますでしょうか。

それは先ほどの件ですか。その件はちょっと待ってください。

今のこのガイドラインのレビュー調査にかかわることで、何か確認したいことがございましたら。よろしいですか。

それでは、一応この議題については締めくくりとさせていただきますので、今のはその他の追加ということですか。

○村瀬 それでは、先ほどのモニタリング段階の報告でご質問があった件で、今、確認がとれたものについて担当から説明させますので、少しお待ちください。

○原嶋委員長 はい、お願いします。

○新井 先ほどのダッカ都市交通整備事業につきましてご質問いただいた件なんですけれども、確認いたしましたところ、この本日お配りした資料に書かれているダッカ都市交通整備事業はⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期の3件載っていると思いますが、こちらは全て6号線の、6号線というのはⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期に分かれていて、それが今回の資料に記載されているということになりまして、実は、このダッカ都市交通につきましては、1号線と5号線という別の案件も動こうとしていまして、ただし、L/Aが未締結もしくは締結直後だったために、今回の資料には掲載されていなかったということになります。

つきましては、本日お配りした資料のバングラデシュ、ダッカ都市交通整備事業Ⅱ期目というのが2回掲載されてしまいましたけれども、こちらはやはり重複だったということになりますので、申しわけございませんが削除させていただきたいと思います。

○村瀬 もう1点、モニタリングの報告のところで、カンボジアの国道5号線の件ですが、基本的には環境のみ公開合意されていますが、1つだけ、35番ですか、こちらの区間だけは両方合意されていないというところについてです。

この点については、担当部を通じて実施機関に詳細を確認した上で、次回、全体会で報告させていただきたいと考えております。これは宿題ということでご理解いた

だければと思います。

○原嶋委員長 今の点、コメントございましたら。

○田辺委員 同じく54番のボホールについても同様の、新しい案件が両方公開されていない事例ですので、それもあわせてご確認いただければ幸いです。

○村瀬 承知しました。あわせてそこも確認して報告いたします。

○原嶋委員長 ちなみに、この今修正されるというのは、公開資料も変えるということになりますよね。今日、今お手元に配ったものをさらに変えて、公開資料も差しかえるという形でよろしいわけですよね。

○村瀬 はい、そのご理解で間違いありません。

○原嶋委員長 あと、モニタリングについては、先ほど、過去のモニタリング情報の取り扱いについては吟味していただいて、どうアクセスできるかということについて、また教えていただくということでよろしくお願いします。

○村瀬 はい、その点も承知いたしました。

○原嶋委員長 ということで、一応、予定をしておりました議題、あるいは議論すべき事項は終わりましたので、何かございましたら。

○重田委員 モニタリング段階にある案件の進捗について、最後の追加の部分を議事録に掲載していただきたく、バングラデシュやカンボジアの件も議事録に掲載していただけますか。

○村瀬 今回の逐語の議事録ということでよろしいでしょうか。

○重田委員 はい。

○村瀬 はい、それは逐語の議事録に記録されます。

○原嶋委員長 よろしいでしょうか。

それでは、最後になりまして、今後のスケジュールということで事務局からよろしくをお願いします。

1点だけ。ちょうどこの委員構成になりましてほぼ1年なんですけれども、年次報告なんかをつくるようなことはルール化されているかどうか、念のために確認しておきたいんですけれども。

○永井 年次報告の作成は、ルール化はまだされておられません。昨年つくったかと思うんですけれども、あれは旧JICA時代まではつくられておったんですが、統合してからは8年ぶりに作成されたものでございます。

○原嶋委員長 自発的に委員長などがまとめるということが慣習上何回か行われていたことがあるということで、すぐ今年次報告をつくるのがオブリゲーションとしてあるということではないということですね。

○永井 ルール化はされてございません。

○原嶋委員長 この件は、またいろいろ今後ご意見をいただくとしまして、一応今日予定していたものは以上でございまして、それでは最後、今後のスケジュールの確認

ということですのでよろしくお願いします。

○村瀬 それでは、最後に事務局からです。

今後の会合スケジュールですけれども、次回の第104回全体会合は、8月5日月曜日、2時からということで、場所はJICAの本部で開催となります。

それからもう一つ、私事でのお知らせになるのですが、今月末でJICAを退職いたしました。8月1日から源氏田委員が所属されていますIGESに転職することになりました。そこで簡単なご挨拶ということになりますけれども、2015年8月に審査部環境社会配慮監理課に配属となりまして、ちょうど今月末で4年が経過することになります。この間、委員の皆様方には、特に実施中の案件に関する適切なモニタリングの実施とその公開に関して、今回も含めて貴重なご意見、ご助言をいただきまして大変ありがとうございました。深く御礼申し上げます。

後任につきましては、しばらく間が空くと聞いておりますけれども、着任後、改めて事務局から連絡させていただく予定です。引き続きご支援くださるようお願いいたします。

簡単ではありますが、以上です。

○原嶋委員長 それでは、何か最後にございますか。特になければこれで終了させていただきます。よろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

午後4時59分閉会